

羽村市 環境報告書

2016
平成28年度

羽 村 市 環 境 方 針

1 基本理念

羽村市は、清流多摩川に育まれ、武蔵野の面影が残る水と緑に恵まれたまちです。

この貴重な財産を、より豊かにして未来の市民へと伝えていくためには、市民・事業者・市が一体となって、環境に配慮したまちづくりを進めが必要です。

今日の環境問題は、社会全体で取り組まなければ解決できない課題となっており、地球規模で考え地域から活動していくことが重要です。

このため羽村市は、環境マネジメントシステムを導入することによって、率先して環境問題に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

2 基本方針

羽村市は、環境に配慮した事務・事業を推進し、継続的に環境の保全・改善に取り組み、将来の世代へより良い環境を継承します。

- (1) 市の環境保全等に関する計画を推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、リサイクルを推進します。
- (3) 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- (4) 環境関連法令を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的・環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- (6) 環境方針に沿った活動を継続的に推進するため、職員に対して、環境に関する研修と周知を行うとともに、職員の自発的な環境意識の高揚を図ります。
- (7) 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。

平成 15 年 4 月 16 日

羽 村 市 長

並木 心一

目 次

第1章 羽村市の概要について	1
1 地勢	1
2 羽村市環境行政の現況について	2
3 羽村市の環境マネジメントシステムの歩み	3
4 環境とみどりの基本計画 施策の体系	5
第2章 施策体系別進捗状況	8
1 都市環境分野	9
2 自然環境分野	39
3 地球環境分野	55
4 環境情報分野	61

第1章 羽村市の概要

1 地勢

羽村市は、都心部から西に約45km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しています。

南西から北西にかけては青梅市、北から北東にかけては瑞穂町、南東は福生市、南はあきる野市に接しており、その広さは東西に約4.23km、南北に約3.27km、行政面積は9.90km²、行政面積の一部を米軍横田基地が占めています。また、羽村市の標準経緯点を羽村市役所（緑ヶ丘五丁目2番地1）とした場合、北緯35度46分、東経139度19分となります。

標高の最高地点は羽村草花丘陵の浅間神社付近で235m、平地の最高地点は小作駅北西付近の171m、最低地点は下河原の118mで、平地部分の標高差は約53mであり、北西から東南にかけて緩い傾斜になっています。

地質面から羽村市を見ると、火山灰層の風化した立川段丘（立川ローム層）と多摩川の作った沖積層からなり、それを多摩川が浸食して河岸段丘を作っています。

そのため、五ノ神、小作、羽村、川崎、根がらみ崖線などの段丘崖が多く、この地方の方言では「はけ」と呼ばれ、羽村市の地形の特色をなしています。気候については、関東型標準気候区である東京の気候に準じています。



区分	人口			うち外国人登録人口	
	総人口	性別		外国人登録	性別
人口	56,079人	男	28,486人	1,235人	男 557人
		女	27,593人		女 678人
年少人口(14歳以下)	7,216人	(12.9%	総人口に占める外国人の割合 2.2%	
生産年齢人口	34,944人	(62.3%		
老人人口(65歳以上)	13,919人	(24.8%		
世帯数	25,540世帯			548世帯	

(平成29年4月1日現在)

2 羽村市の環境行政の現況について

(1) 羽村市環境基本条例

羽村市の環境の全分野にわたる基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本となる環境基本計画の策定や地球環境の保全、市、市民、事業者の協働などによる、環境保全のための制度や政策に関する基本方針を示した「羽村市環境基本条例」を平成13年12月に制定し、平成14年4月に施行しました。条例は、環境の保全・回復・創出についての基本理念を次のように掲げています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民及び事業者が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、循環型社会を基調とした、環境への負荷が少なく自然との調和のとれた社会を構築するため、すべてのものの積極的な取組みにより推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべてのものが日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組みにより推進されなければならない。

(2) 羽村市環境とみどりの基本計画

自然を損なわずに、現在及び将来の市民が、健康で安全な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、平成13年3月に「羽村市環境基本計画」を策定し、5年後の平成19年3月に見直しを行いました。見直しにあたっては、羽村市長期総合計画後期基本計画との整合を図り、社会情勢の変化を踏まえることを基本とし、主な指標のうち数値化できるものについては数値目標を掲げ、推進してきました。

平成26年3月には環境基本計画、みどりの基本計画、生物多様性地域戦略を統合した「羽村市環境とみどりの基本計画～環境・みどり・生物多様性を包括的に進める はむらプラン～(計画期間H26～H35)」を策定し、平成26年度から運用を開始しています。

(環境基本計画の基本理念)

人と自然との共生をめざし、川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、
健康で安全にくらし続けられるまち 羽村

(基本目標)

都市環境分野 ～自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち～

自然環境分野 ～人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいのまち～

地球環境分野 ～みんなと地球にやさしい、スマートなまち～

環境情報分野 ～すべての人が環境を考え、学び、助け合う、実践・行動のまち～

3 羽村市の環境マネジメントシステムの歩み (Environment Management System : EMS)

市では、平成 12 年 8 月に国際規格である「ISO14001 環境マネジメントシステム (EMS)」の認証取得し、環境マネジメントを行ってきました。その後、平成 22 年 4 月からは、独自の EMS 「エコクリはむら」の運用を進めてきました。

平成 25 年 6 月には、より合理的かつ効果的なマネジメントを実行するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」による「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」による管理規定、グリーン購入法及び環境配慮契約法による調達方針、「エコクリはむら」によるマネジメントを統合した、「エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」を策定し、様々な環境負荷低減施策を実行しています。

羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画

(1) 計画の目的

「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」（以下「本計画」という。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 3 条第 1 項により、特定事業者が義務付けられているエネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講すべき措置に関する基本的な事項と、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、事務事業からの温室効果ガスの排出量の削減のための措置に加え、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律による環境に配慮した物品等の調達、市の環境マネジメントシステムである「エコクリはむら」を統合し、市域の地球温暖化対策の実行計画である「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」との整合を図り、中長期に渡り効果的に省エネルギー化と温室効果ガスの削減（以下「低炭素化」という。）を実行する計画として策定しました。

羽村市の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき低炭素化の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、低炭素化の推進を図るとともに、市の率先した取り組みの成果等を広く PR することで、市民や事業者等の低炭素化に向けた取り組みの更なる実践を促すことを目的としています。

(2) 計画の期間

平成25年度～平成27年度（一次計画、対象施設数97）

平成 28 年度～平成 32 年度（二次計画、対象施設数 177）

※平成 28 年度からの羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画では、市の全ての事務事業を対象としたことから、対象施設数が 177 となりました。

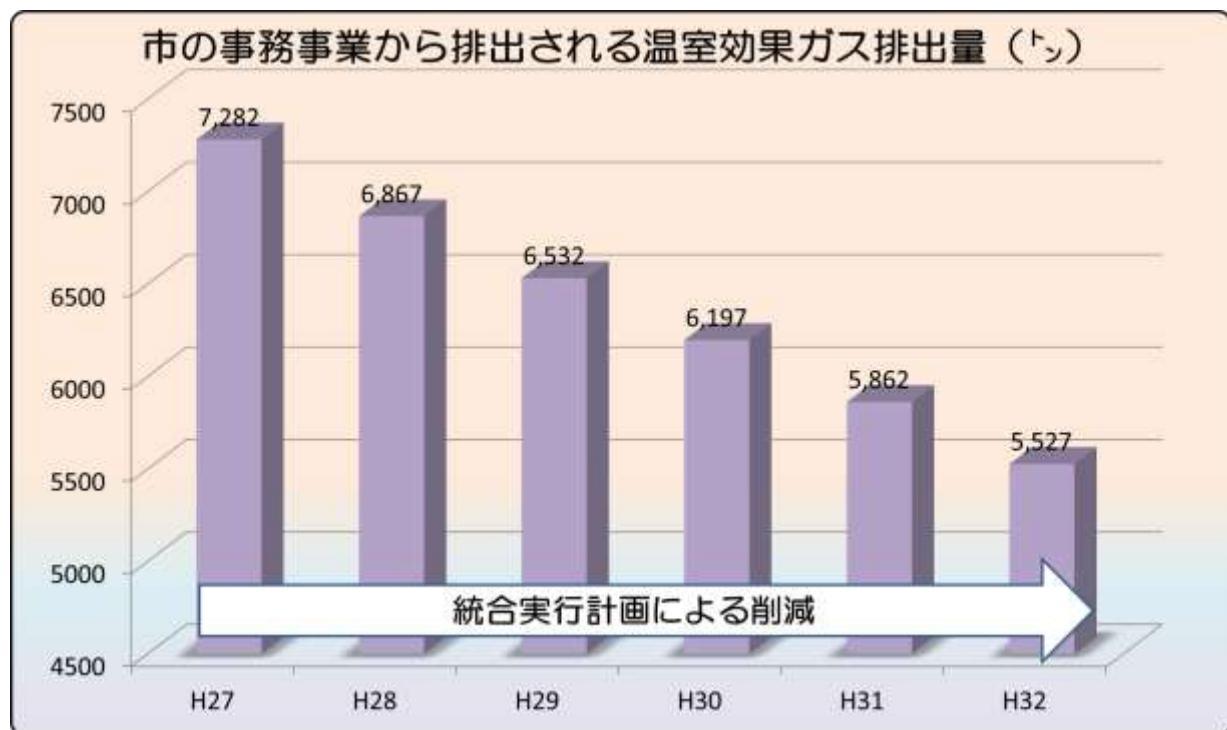
(3) 計画の目標

市の施設から排出される温室効果ガスの総排出量を平成27年度比で23.23%削減します。

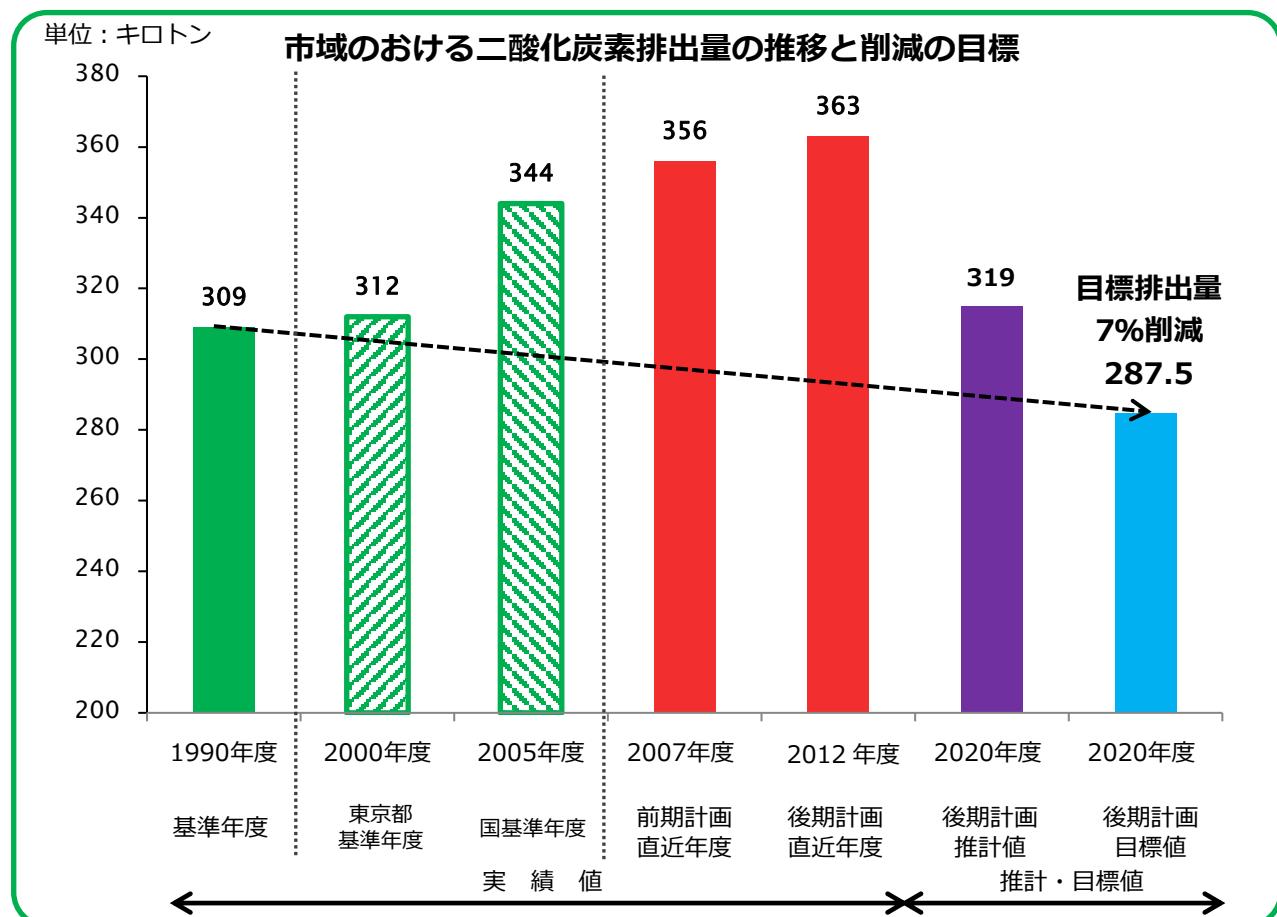
平成 27 年度比 23.23% 減の数値は、平成 2 年度比 25% 減と同じ数値です。

平成27年度総排出量	7,202.3 t-CO ₂
平成32年度までの削減目標	1,675.5 t-CO ₂
平成32年度の目標排出量	5,526.8 t-CO ₂
エネルギー使用量に係る年平均削減目標	1.65%
公共施設の契約電力における二酸化炭素排出係数目標	0.378kg-CO ₂

※対象施設が増加したことに伴い、一次計画より排出量は増加しています。

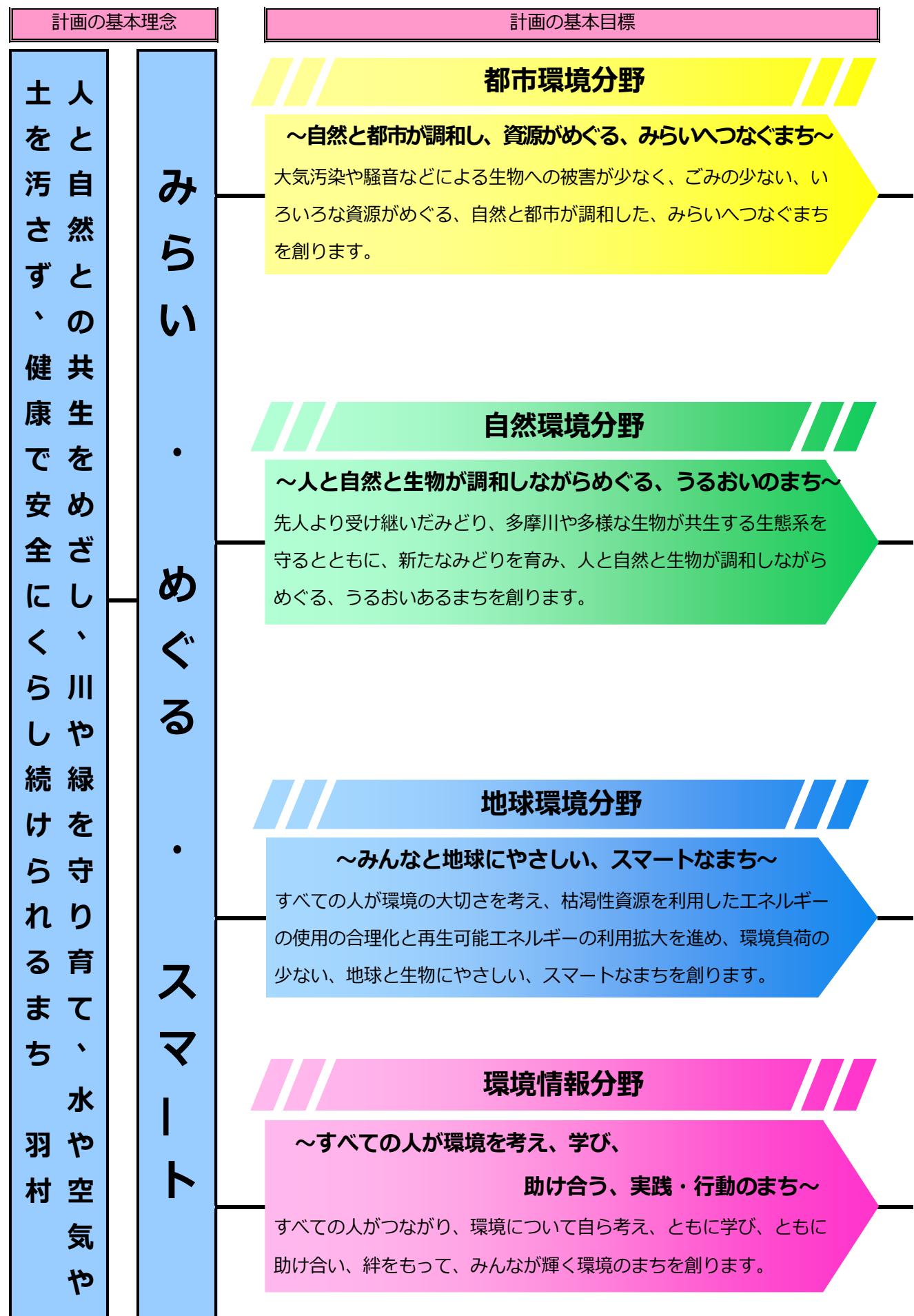


平成 32 年度までに平成 2 年度に比べ、全ての市の事務事業の温室効果ガス排出量を 25% 削減します。



市域の地球温暖化対策の実行計画である「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」では、平成 32 年度までに、平成 2 年度の二酸化炭素排出量から 7 % 削減することを目指しています。

4 環境とみどりの基本計画 施策の体系



分野別項目と個別目標		行動方針
【地域環境保全】	大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。	方針1 良好的な地域環境の保全 方針2 地域環境における新たな問題への対応
【生活環境】	自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。	方針1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止 方針2 安全で快適な環境を損なう行為の防止 方針3 愛護動物の適正飼養 方針4 自然と調和した良好なまちなみの形成 方針5 みどりによる災害対策
【循環型社会】	3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。	方針1 3Rの推進 方針2 ごみの適正処理 方針3 グリーン購入の推進
【樹林・緑化】	樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。	方針1 既存のみどりの保全 方針2 歴史あるみどりの保全 方針3 新たなみどりの創出
【田園】	田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。	方針1 都市農地の保全 方針2 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）
【公園緑地】	みどりを守るために、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。	方針1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備
【水環境】	水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。	方針1 適正な水の循環（雨水の管理） 方針2 河川の保全
【自然景観】	多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。	方針1 多摩川周辺の自然景観の保全 方針2 崖線のみどりの保全
【生物多様性】	地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことわりに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。	方針1 多様な生物が共生できる環境の確保 方針2 在来生物の保全 方針3 外来種対策 方針4 市街地における生態系の確保
【地球温暖化対策】	地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。	方針1 地球温暖化対策の推進
【エネルギー対策】	枯渇性資源を利用したエネルギーの使用的合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。	方針1 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用的合理化 方針2 再生可能エネルギーの利用拡大
【スマートライフ】	スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。	方針1 スマートグリッド形成の研究と整備 方針2 スマート交通システムの研究と整備 方針3 次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進
【環境学習】	誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。	方針1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進
【環境活動】	誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。	方針1 多様な主体と協働した環境活動の推進 方針2 体験型環境活動の推進
【人材育成】	環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。	方針1 地域環境リーダーの育成
【情報発信】	環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。	方針1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

環境報告書のページの見方

2 都市環境分野

基本目標：自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち

大気汚染や騒音などによる生物への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

「羽村市環境とみどりの基本計画」における分野です。

地域環境保全

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、害虫、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。

方針1 良好的な地域環境の保全

「羽村市環境とみどりの基本計画」における基本目標です。

良好な地域環境の保全の進捗

指標	項目	26年度版	27年度版	計画の達成度合い	進捗状況
① 大気汚染	80.0%	80.0%	80.0%	緑色	達成
② 害虫	100%	100%	100%	緑色	達成
③ 水質汚濁	98.2%	98.2%	100%	緑色	達成
④ 土壌汚染	100%	100%	100%	緑色	達成
⑤ 騒音・振動	85.7%	85.7%	90.0%	緑色	達成
⑥ 地盤沈下	23,220 m ³	22,902 m ³	26,500 m ³	オレンジ色	1.4%改善
⑦ 有害化学物質	1.09t/日	0.98t/日	0.74t/日	オレンジ色	10%改善

① 大気汚染対策等 5項目、② 害虫対策等、③ 水質汚濁対策等 57項目、④ 土壌汚染対策等 5項目、⑤ 騒音・振動は一般環境対策等 5項目、⑥ 地盤沈下は地下水対策等 5項目、⑦ 有害化学物質は東京都規制等 5項目、これは東京都環境局監修実施計画における適正化目標の実現への排出量とし、達成度合いは1からさせ基準達成率を、達成度までの状況を進捗率で示す。これは監査等を踏まし年平均▲2%を基準とします

「羽村市環境とみどりの基本計画」における分野別項目と個別目標です。

1 法令で定められている公害対策等の届け出件数等

(1) 市民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可・届出件数

東京都の条例に基づき、工場及び指定作業場は、事業活動に伴い発生する公害を防止するため、

あらかじめ認可を受け、または届出をする義務があります。(届出件数)

区分	件 数	区分	件 数
工場設置認可	1	指定作業場設置届	1
工場変更認可	21	指定作業場変更届	—
工場完成届	24	指定作業場完成届	—
工場名称変更届	4	地下水揚水重量報告書	6
公害防止管理登録・届出書	1	化学物質使用量等報告書	33
土壤汚染状況調査報告書	—	化学物質運送方法書	—
土壤汚染防止措置完了届	—	石炭灰敷防止方法書等	—

「羽村市環境とみどりの基本計画」における基本目標を達成するために必要な方針に基づいて実施した施策の結果を示しています。

「羽村市環境とみどりの基本計画」における個別目標を達成するために必要な方針ごとに進捗状況を示したものです。

進捗状況マークについて

28 年度に指標の達成度合いを達成しているもの

指標の達成度合いには達していないが前年度より良くなっているもの

指標の達成度合いに達しておらず、前年度と状況が変わらないもの

指標の達成度合いに達しておらず、前年度より状況が良くないものの

※進捗状況マークの右側には前年度に比べ、進捗にどの程度の変化があったがあったかを示しています。

第2章

施策体系別進捗状況

1 都市環境分野

基本目標：自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち

大気汚染や騒音などによる生物への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

地域環境保全

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。

方針 1 良好的な地域環境の保全

良好な地域環境の保全の進捗					
管理指標	項目	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	① 大気汚染	80.0%	80.0%	80.0%	達成中
	② 悪臭	100%	100%	100%	達成中
	③ 水質汚濁	98.2%	98.2%	100%	横ばい
	④ 土壤汚染	100%	100%	100%	達成中
	⑤ 騒音・振動	85.7%	88.1%	90.0%	2.7%改善
	⑥ 地盤沈下	22,902 m ³	22,758m ³	26,500 m ³	0.6%改善
	⑦ 有害化学物質	0.98t／日	0.98t／日	0.74t／日	横ばい

① 大気汚染環境基準 5 項目、②は規制基準、③は水質汚濁環境基準 57 項目、④はダイオキシン・浅層地下水環境基準 5 項目、⑤は一般環境騒音環境基準値、⑥は市域の地下水揚水量、⑦は東京都環境確保条例における適正管理化学物質の環境への排出量とし、達成度合いは①から⑤は基準達成率を、⑥は現状までの状況を勘案し平均値、⑦は代替物質等を勘案し年平均▲2%を基

産業革命とともに、急速に発達した人と経済の活動は、環境の悪化という問題を顕在化させ、2度の世界大戦などを経て、経済成長とともに、多種多様な環境問題を発生させました。

日本の公害は、公害の原点ともいわれる、明治11年の足尾銅山の渡良瀬川汚染から社会問題化し、重化学工業の進展とともに、熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市喘息が次々に発生し問題となりました。

このような環境問題の拡大を受け、昭和 42 年 8 月に公害対策基本法が制定されると、公害 14 法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法など）や悪臭防止法、自然環境保全法、振動規制法などが次々と制定され、公害防止・抑制の法整備が進められるとともに、多くの人々の努力によって鉛、カドミウム等の有害物質による代表的な汚染は改善されてきました。

しかしながら、近年では PM2.5 や酸性雨などの新たな問題も生じてきていることから、今後も市民、事業者及び市が一体となって、良好な地域環境を保全していくことが必要です。

1 大気汚染

(1) 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の測定

主要交差点等における大気の状況を監視するため、年2回16地点において、二酸化窒素濃度を測定しています。二酸化窒素は自動車から排出された一酸化窒素が空気中で酸化することにより発生し濃度が高くなると人体に影響を及ぼす恐れもあり、酸性雨の原因にもなります。

測定方法

交差点近くにある電柱などに、フィルターを24時間とりつけ、フィルターに付着した二酸化窒素の濃度を測定します(フィルターバッジ法)。



分析機関

いであ株式会社

調査結果

第1回 平成28年9月5日(月)、6日(火)
0.008ppmから0.016ppm(平均0.012ppm)

第2回 平成28年12月19日(月)、20日(火)
0.015ppmから0.023ppm(平均0.02ppm)

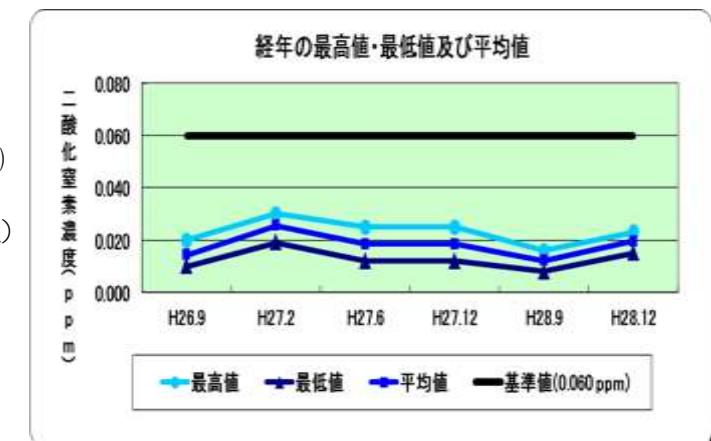
環境基準は「0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下」ですが、すべての地点で環境基準を達成しました。

交差点付近において排出される自動車排ガスの量がそのまま分析結果に反映されるとは限りませんが、調査地点のうち、付近を通過する自動車が少ない地点では、毎回低い数値が得られています。

(2) 二酸化窒素 (NO₂)、二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子物質 (SPM) 濃度の判定

一般環境大気の状況を監視するため、年2回、市役所庁舎屋上において7日間連続の二酸化窒素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質の濃度の調査を行っています。

NO₂は重油や灯油などの燃料が燃えるときや特にディーゼル自動車から多く排出されます。SO₂は重油や石炭などの燃料に含まれる硫黄分が燃焼したときに発生します。SPMはディーゼル自動車の排ガス中に含まれています。これらの物質は人体に影響し、光化学スモッグや酸性雨、花粉症の大きな原因になると言われています。



一般環境大気調査業務の様子

委託機関

いであ株式会社

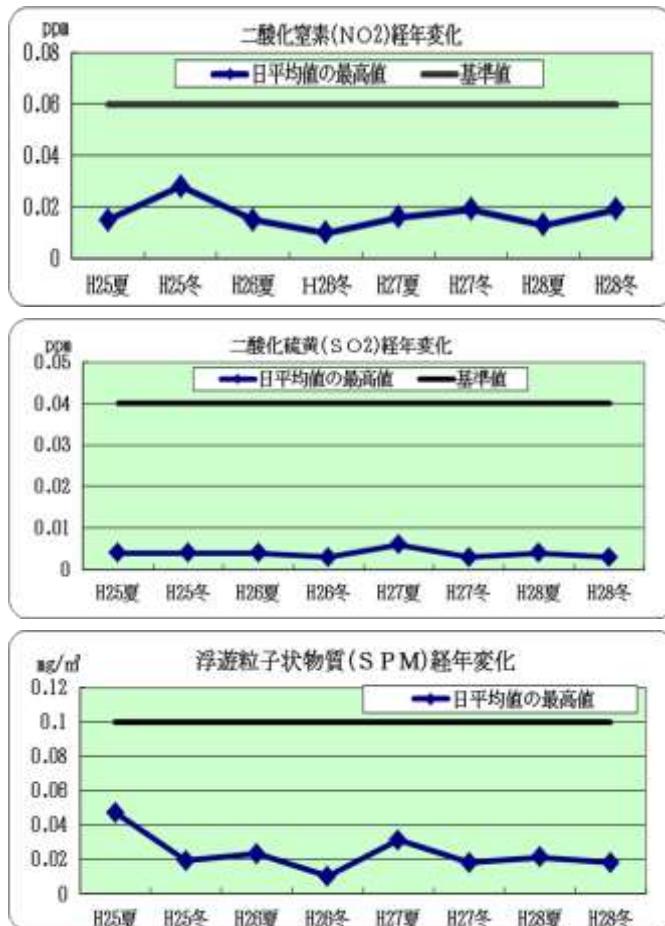
調査結果

【平成 28 年 8 月 18 日(金)～24 日(木)
平成 29 年 2 月 9 日(金)～15 日(木)
実施】

NO₂、SO₂、SPM について、すべて環境基準を達成しました。

NO₂ 及び SO₂ は、期間を通じ日中に比較的濃度が高くなる傾向がみられ、これは交通量の増加等による影響と思われます。

右図は、測定 7 日間のうち最も高かった日の NO₂、SO₂ 及び SPM 測定値です。



(3) 大気中ダイオキシン類量及び土壤中ダイオキシン類毒性等量の調査

大気中および土壤中のダイオキシン類の実態を把握するため、調査を行っています。

調査時期は、大気は夏季と冬季の年 2 回、土壤は夏季に年 1 回です。

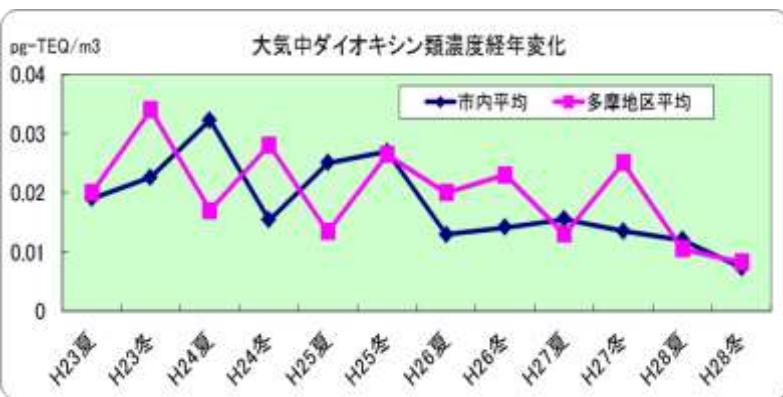
調査場所については、大気は羽村市役所屋上と羽村市東児童館の 2 地点、土壤は富士見公園とあさひ公園の 2 地点。調査方法は、大気は 1 週間の計測、土壤は表層土の採取・分析です。

① 大気 (単位 : pg-TEQ/m³)

調査日	市庁舎屋上	羽村市東児童館	環境基準
平成 28 年 8 月 18 日(木)～25 日(木)	0.012	0.012	0.6
平成 29 年 2 月 9 日(木)～16 日(木)	0.0074	0.0073	0.6

② 土壤 (単位 : pg-TEQ/m³)

調査日	富士見公園	あさひ公園	環境基準
平成 28 年 8 月 24 日(水)	0.18	13	1,000



大気中のダイオキシン類調査業務の様子

(4) 酸性雨

雨の酸性度を監視するため、年間を通し市役所庁舎屋上で採取した雨水のpH、電気伝導率を測定しています。酸性雨とは工場・事業場の排煙、自動車の排ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中・雨滴中で酸化され、硫酸・硝酸等となって降水に取り込まれてできた酸性度の強い雨のことをいいます。湖沼や河川に直接的な影響を与え、土壤、森林、建物等への被害が考えられます。また、酸性度が高くなると眼や皮膚を刺激することもあります。

測定方法 ろ過式採取装置（簡易測定）

分析機器 pH測定器 (株)エムケー・サイエンティフィック製 PCTester 35
電気伝導率計 (株)エムケー・サイエンティフィック製 PCTester 35

調査結果 計測の結果「酸性雨」の基準であるpH5.6以下の値は計測されませんでした。電気伝導率は1年を通し、1.0~8.0 $\mu\text{s}/\text{cm}$ (マイクロ・メソ/センチメートル)の値でした。

月	26年度		27年度		28年度	
	pH	電気伝導率	pH	電気伝導率	pH	電気伝導率
4月	5.3	3.0	7.8	4.0	7.2	2.0
	5.5	3.0	–	–		
5月	–	–	6.7	2.0	6.6	3.0
	5.6	4.0	8.1	2.0		
6月	7.1	3.0	7.0	3.0	6.9	2.0
	6.6	5.0	6.2	4.0		
7月	6.9	5.0	8.1	3.0	6.2	2.0
	4.2	4.0	6.1	4.0		
8月	5.1	5.0	6.0	8.0	6.1	2.0
	6.6	4.0	6.2	3.0		
9月	4.6	4.0	7.2	4.0	7.2	4.0
	–	–	6.4	3.0		
10月	7.0	2.0	6.4	2.0	6.2	3.0
	6.4	3.0	6.6	3.0		
11月	–	–	6.9	2.0	7.1	3.0
	8.4	1.0	7.9	4.0		
12月	9.0	5.0	7.9	4.0	6.8	3.0
	6.5	4.0	7.6	1.0		
1月	7.1	5.0	7.2	2.0	5.8	5.0
	6.7	5.0	7.8	2.0		
2月	–	–	6.2	1.0	5.9	4.0
	6.8	4.0	8.6	2.0		
3月	7.0	4.0	7.0	2.0	6.5	5.0
	–	–	6.7	2.0		
平均	6.4	3.8	7.1	2.9	6.5	3.2

※一は、雨量不足などによる欠測

電気伝導率

電流を伝導する度合いを表す指標で、汚濁が進むほど高い値を示します。
電気伝導率 20以下の雨…きれいな雨
20~50の雨…不純物がやや多い雨
50~100の雨…不純物が多い雨
100以上の雨…不純物がかなり多い雨
として評価しています。



酸性雨をpHでみると・・

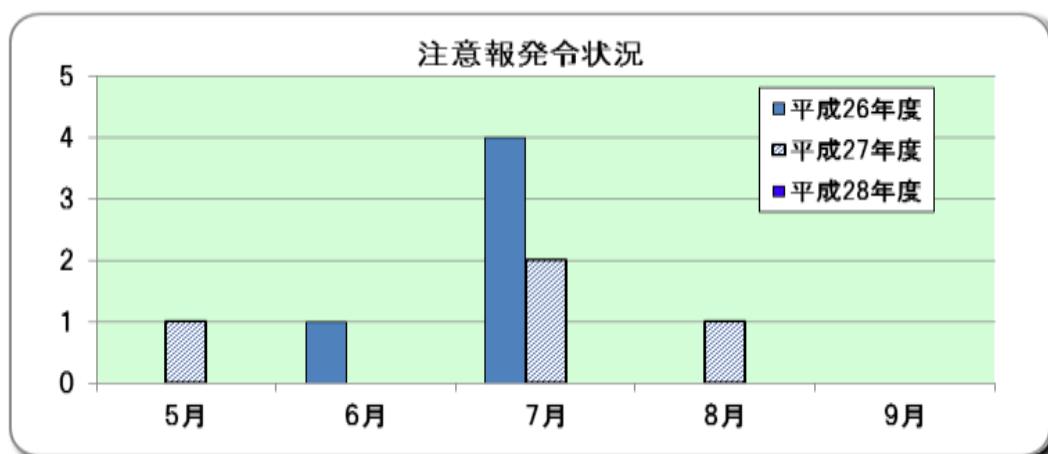
pH3以下 かなり強い酸性雨			pH4以下 やや強い酸性雨	pH5.6以下 酸性雨	
pH 1	pH 2	pH 3	pH 4	pH 5	pH 6
バッテリー液(1.0)	胃液(1.5~2.0)	梅干(2.0) レモン(2.5) 酢(3.0)	ジュース(3.2)	日本茶(4.5~6.0) コーヒー(5.0~6.5)	牛乳(6.2)

(5) 光化学スモッグ

光化学スモッグは工場や自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の光（紫外線）で酸化され雲のようにたまたまものをいいます。目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出る場合があります。

平成 28 年度の警報・注意報発令はありませんでした。

発令区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	多摩 西部	東京 都内
学校情報	0	1	0	4	0	0	5	15
注意報	0	0	0	0	0	0	0	5
警 報	0	0	0	0	0	0	0	0



(6) 旧廃棄物処分地の排出ガスについて

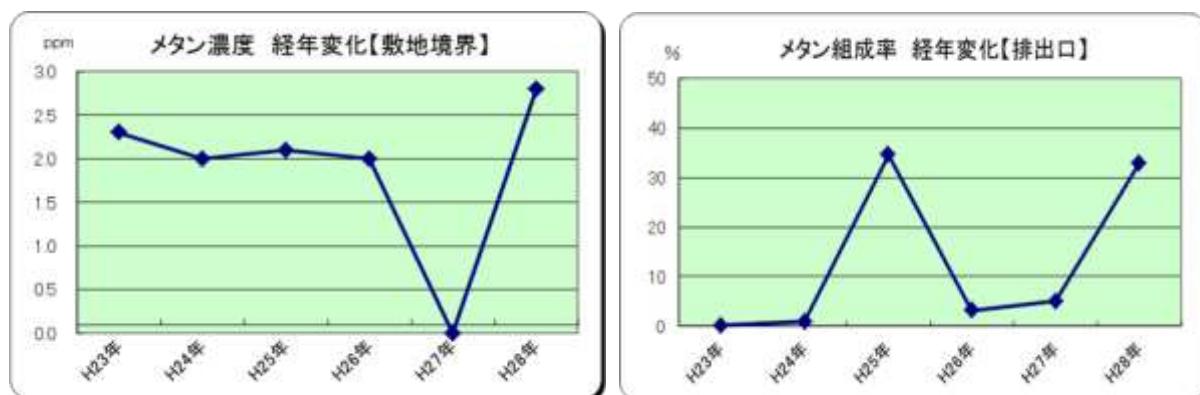
現在、羽村市動物公園の駐車場として使用されている場所(羽 4165)には、昭和 40 年代から 50 年代にかけて廃棄物が埋め立てられました。その地中からの発生するガス（嫌気性発酵によるメタンガス等）がパイプを通じて集められ、排出口から大気へと拡散しています。旧廃棄物処分地における排出ガスの状況を監視するため、年 1 回メタンの濃度を測定しています。

委託機関

株式会社むさしの計測

調査結果【平成 28 年 7 月 25 日（月）実施】

排出口からのガス排出量は、メタンが約 5% 含まれており、現在も廃棄物中の有機物が腐敗していると考えられます。敷地境界では定量下限値 0.1 ppm 以下で問題ありませんでした。



2 悪臭

悪臭については、市内巡回するとともに、苦情申し立てや悪臭発生事故の通報があった際に、規制基準を超過する恐れがある場合に測定を行っています。

平成 28 年度は、測定を必要とする事故等はありませんでした。

※測定方法：三点比較式臭袋法



三点比較式臭袋法の分析の様子（参考）

3 水質汚濁

(1) 多摩川水質調査

多摩川の水質を監視するため、水質汚濁に係る環境基準項目などの調査を行っています。

環境基準項目には、人の健康の保護に関する項目（鉛ほか）や、生活環境の保全に関する項目（BOD ほか）があり、毎年 2 回、多摩川流域の 19 区市で組織する多摩川水系水質監視連絡協議会において、調査日、調査項目や方法を統一した合同調査を実施しています。

調査場所 多摩川上流域（環境基準 A 類型地点）

最上流端(青梅市との境界付近)、中流(宮の下運動公園付近)、最下流端(福生市との境界付近)

環境基準類型

水質汚濁に係る環境基準では、その場所の汚濁状況や利水目的により、河川 AA から E までの「類型」があり、類型ごとに環境基準が定められています。多摩川の類型は、青梅市和田橋より上流が AA、青梅市和田橋から昭島市拝島橋までが A、昭島市拝島橋より下流が B です。



調査機関

株式会社環境管理センター

調査結果

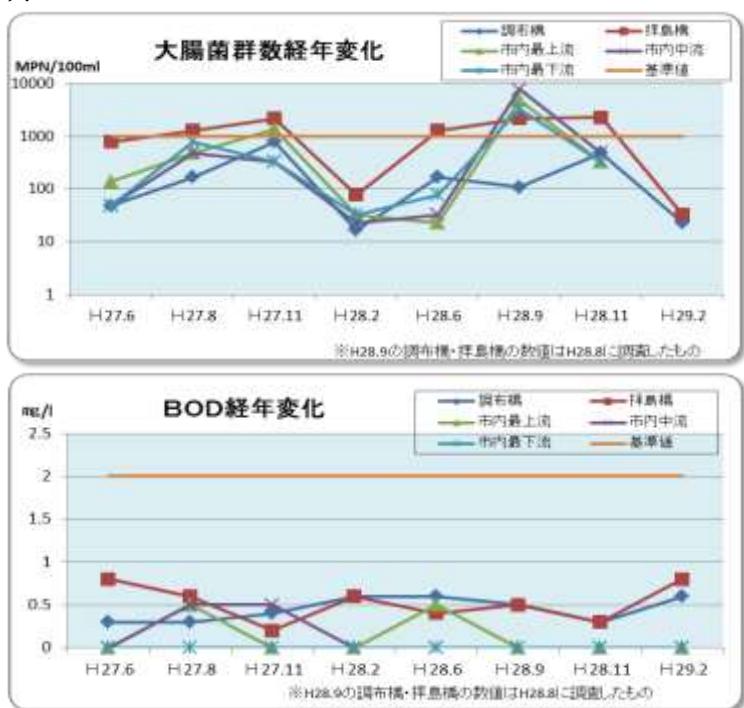
【平成 28 年 6 月 2 日（木）、9 月 29 日（木）、
11 月 10 日（木）実施】

平成 28 年度は大腸菌群数以外の項目については環境基準値以内であり、重金属類はすべて検出されませんでした。重金属類は、過去においても検出されていません。

平成 28 年 9 月に実施した調査において、大腸菌群数が、市内最上流、中流、最下流地点ともに環境基準値を超過しました。

測定を 3 地点同日に行うことで、多摩川の大腸菌群数の地点ごとの傾向も把握できました。

右図の BOD 経年変化は、「生物化学的酸素要求量」の測定値です。生物化学的酸素要求量とは、水中の汚濁物質が微生物によって分解される際に必要な酸素量のことです、測定値が高いほど汚濁しているといえます。測定結果からは多摩川の水質が良好であると考えられます。



図中の調布橋（青梅市）と拝島橋（昭島市）
の値は、東京都の測定結果を引用

多摩川水質調査結果の詳細

年月日 項目	時刻 単位	平成28年度									基準値 ^{*1}	
		H28.6.2			H28.9.29			H28.11.10				
		9:20	10:00	11:30	9:30	10:20	11:20	9:30	10:00	11:30		
採水位置 (羽村地区多摩川)		最上流	中流	最下流	最上流	中流	最下流	最上流	中流	最下流	—	
天候		晴	晴	晴	雨/曇	雨/曇	雨/曇	曇	曇	曇	—	
気温	℃	21.2	23.5	23.4	23.0	25.0	24.0	7.8	9.5	11.2	—	
水温	℃	15.2	15.8	17.8	18.8	17.7	18.8	11.5	11.7	12.7	—	
色相	—	淡青緑色	淡青緑色	淡黄緑色	淡青緑色	淡青緑色	淡青緑色	淡青緑色	淡綠青色	淡綠青色	—	
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—	
透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	—	
電気伝導率	mS/m	10.1	10.2	10.6	9.9	10.1	10.8	9.6	10.0	10.0	—	
p H	—	7.9	7.9	8.0	7.8	7.8	7.9	8.0	7.9	8.1	6.5以上8.5以下	
B O D	mg/L	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下	
C O D	mg/L	1.6	1.6	1.7	1.4	1.2	1.4	1.1	1.2	1.3	—	
S S	mg/L	<1	1	1	3	2	3	<1	<1	<1	25以下	
D O	mg/L	11.0	10.9	10.0	9.2	9.2	9.2	10.8	11.2	11.1	7.5以上	
大腸菌群数	MPN/100mL	23	33	79	4900	7900	3300	330	490	330	1000以下	
全窒素	mg/L	0.41	0.45	0.42	0.73	0.65	0.71	0.49	0.51	0.49	—	
全燐	mg/L	0.008	0.009	0.009	0.012	0.013	0.013	0.009	0.008	0.008	—	
全亜鉛	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.03以下		
ノニルフェノール	mg/L	—	—	<0.00006	—	—	—	—	<0.00006	0.001以下		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	—	—	<0.0006	—	—	—	—	0.0031	0.03以下		
カドミウム	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	0.003以下		
全シアン	mg/L	—	—	<0.01	—	—	—	—	<0.01	検出されないこと		
鉛	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01以下		
六価クロム	mg/L	—	—	<0.005	—	—	—	—	<0.005	0.05以下		
砒素	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01以下		
総水銀	mg/L	—	—	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	0.0005以下		
アルキル水銀	mg/L	—	—	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	検出されないこと		
P C B	mg/L	—	—	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	検出されないこと		
ジクロロメタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.02以下		
四塩化炭素	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002以下		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.004以下		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.1以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.04以下		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	1以下		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.006以下		
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01以下		
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.01以下		
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002以下		
チウラム	mg/L	—	—	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006	0.006以下		
シマジン	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	0.003以下		
チオベンカルブ	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	0.02以下		
ベンゼン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.01以下		
セレン	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01以下		
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	<0.005	—	—	—	—	<0.005	0.05以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.39	0.39	0.36	0.66	0.65	0.66	0.49	0.50	0.48	10以下	
硝酸体窒素	mg/L	0.39	0.39	0.36	0.66	0.65	0.66	0.49	0.50	0.48	—	
亜硝酸体窒素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	
ふつ素	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.8以下	
ほう素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1以下	
全クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	
アンモニウム体窒素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	
りん酸体りん	mg/L	<0.003	<0.003	0.003	0.008	0.007	0.006	0.004	0.005	0.004	—	
M B A S	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—	
流量	m ³ /s	—	—	1.95	—	—	—	—	—	2.15	—	

*1 基準値：水質汚濁に係る環境基準

—：未測定

(2) 地下水水質調査

地下水汚染の状況を監視するため、6 地点を年2回、重金属や有機塩素系化合物など環境基準項目26 項目及びpH、ヘキサン抽出物質の測定をしています。

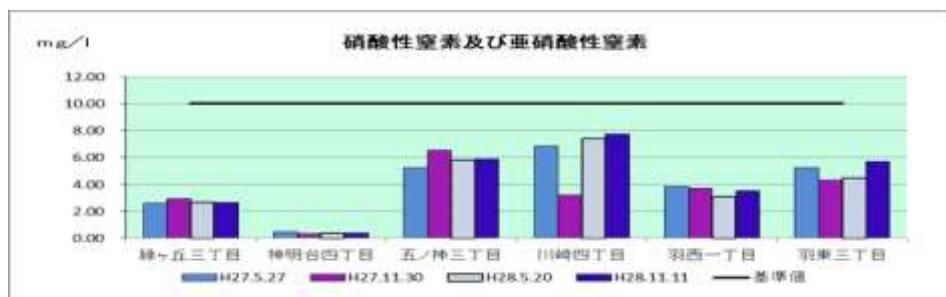
調査機関

株式会社環境管理センター

調査結果【平成28年5月20日(金)、11月11日(金)実施】

全地点で環境基準値内でした。

右図は、平成27年度以降の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定値を示したものです。



地下水調査結果詳細

調査地点項目	単位	緑ヶ丘三丁目	神明台四丁目	五ノ神三丁目	川崎四丁目	羽西一丁目	羽東三丁目	定量下限値	基準値
期 日	—	H28.5.20	H28.11.11	H28.5.20	H28.11.11	H28.5.20	H28.11.11	H28.5.20	H28.11.11
時 間	—	11:00	11:25	10:30	11:00	10:00	10:35	9:30	10:10
天 候	—	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇
気 温	℃	21.2	11.1	18.8	11.0	18.5	10.0	18.7	9.4
水 温	℃	17.8	17.5	17.5	17.4	16.5	16.1	15.7	17.1
色 相	—	無 色	無 色	無 色	無 色	無 色	無 色	無 色	無 色
臭 気	—	無 臭	無 臭	無 臭	無 臭	無 臭	無 臭	無 臭	無 臭
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
電気伝導率	mS/m	16.4	15.7	11.5	10.4	18.7	19.0	20.3	25.5
水素イオン濃度	pH	7.6	7.9	7.8	8.0	6.6	6.8	6.5	6.9
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.66	2.64	0.36	0.39	5.81	5.87	7.37	7.75
硝酸体窒素	mg/L	2.66	2.64	0.36	0.39	5.81	5.87	7.37	7.75
亜硝酸体窒素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ふつ素	mg/L	0.03	0.03	0.05	0.05	0.03	0.03	0.06	0.04
ほう素	mg/L	0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.02	0.03
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1

(3) 有機塩素系化合物の調査

有機塩素系化合物による地下水汚染の実態を把握するため、年1回10地点において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3項目を測定しています。

調査機関

株式会社環境管理センター

調査結果

過去において、平成27年度調査では2ヶ所、平成28年度調査でも2ヶ所の井戸で有機塩素系化合物が検出されましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

【平成29年1月26日(木)実施】



地下水水質調査の様子

地下水水質調査結果の詳細

所在地	採水時刻	天候	pH	透視度	気温	水温	色相	臭氣	電気伝導率	水位	水深 ^{*1}	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
井戸	-	-	pH	cm	°C	°C	-	-	mS/m	GL-m	m	mg/L	mg/L	mg/L
① 緑ヶ丘3-8-4	12時05分	晴	6.4	>50	9.5	17.5	無色	無臭	18.9	-	-	0.002	0.0003	0.0023
② 神明台1-14-6	11時45分	晴	7.0	>50	8.0	16.5	無色	無臭	16.3	4.43	1.97	<0.001	<0.0002	<0.0002
③ 川崎3-6-6	11時30分	晴	7.4	>50	11.0	13.8	無色	無臭	14.7	4.13	1.18	<0.001	<0.0002	<0.0002
④ 羽東1-20-7	9時05分	晴	7.1	>50	2.5	17.0	無色	無臭	7.5	9.73	0.79	<0.001	0.0006	<0.0002
⑤ 羽東3-6-8	11時05分	晴	6.7	>50	8.8	14.2	無色	無臭	19.4	4.38	1.42	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑥ 羽中3-14-34	9時25分	晴	6.8	>50	3.0	11.1	淡黄色	無臭	34.1	2.73	0.28	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑦ 羽中4-1-3	10時30分	晴	7.2	>50	5.8	10.2	無色	無臭	16.1	2.89	0.80	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑧ 羽中4-3-19	10時50分	晴	6.8	>50	7.5	14.0	無色	無臭	15.0	-	-	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑨ 羽加美4-9-3	10時15分	晴	6.8	>50	5.5	15.7	無色	無臭	18.0	4.35	0.43	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑩ 羽西3-6-31	9時55分	晴	7.0	>50	3.5	14.0	無色	無臭	14.6	-	-	<0.001	<0.0002	<0.0002
地下水の水質汚濁に係る環境基準										0.01	0.01	1		

注) *1: 水深は、地下水水面から井戸の底までの深さ。

4 土壤汚染

3の(3)で述べているように、市内の地下水を調査したところ、有機塩素系化合物が検出された井戸はありますが、どの井戸も環境基準値を満たしているため、全域的な地下水への汚染は認められない状況です。

土壤汚染については、土壤汚染対策法と東京都環境確保条例に基づいて管理しており、平成28年度は調査届出が1件ありましたが、環境基準を満たしていました。

5 騒音・振動

(1) 自動車騒音（要請限度）・道路交通振動調査

道路交通に係る自動車騒音と道路交通振動の状況を監視するため、年2回5地点において、騒音・振動・交通量・走行速度の調査を行っています。

道路交通に係る自動車騒音と道路交通振動は、自動車の走行に伴い発生するものであり、交通量、特に大型車の混入率、交通渋滞、走行速度等が大きく影響を及ぼしています。また、自動車やバイクのエンジン音、大音響のカーステレオなども発生源になっており、道路の構造、沿道の土地利用等により状況は変化します。

測定地点

市役所通り（市役所前）市道第101号線
羽村街道（富士見平二丁目20番地付近）都道羽村瑞穂線
水道道路（水道事務所前）市道103号線
奥多摩街道（羽村西小学校前）都道立川青梅線
新奥多摩街道（スポーツセンター前）都道立川青梅線

測定方法

【騒音】

毎正時から10分単位で中央値(L_{50})と等価騒音レベル(L_{eq})の測定を24時間連続で行ったものです。（除外すべき音により適切な測定値が得られなかった10分値は除きます。）

【振動】

JIS Z 8735に基づくデータサンプリング5秒間隔100個による80%レンジレベルの上端値(L_{10})の測定を1時間につき4回、24時間合計96回の測定を行ったものです。

【交通量】

1時間毎に1回、10分間の交通量を計測したものです。

【走行速度】

午前・午後、車種別に測定区間(50m)を通過するのに要した時間をストップウォッチで計測し、速度を求めた平均値。

分析機器

積分型騒音計 リオン（株）製 NL-22
振動レベル計 リオン（株）製 VM-53A

※奥多摩街道及び新奥多摩街道の24時間測定は、エヌエス環境株式会社に委託しました。

調査結果

【平成28年5月23日(月)～25日(水)、
6月1日(水)～2日(木)、
11月14日(月)～16日(水)
12月7日(木)～8日(金)実施】

【まとめ】

騒音について、市役所通り、水道道路で環境基準を超過しましたが、全地点で騒音規制法による要請限度基準内を達成しました。振動については、全地点で振動規制法の要請限度基準内を達成しました。



自動車騒音と道路交通振動調査の様子

市役所通り（市役所前）市道第101号線

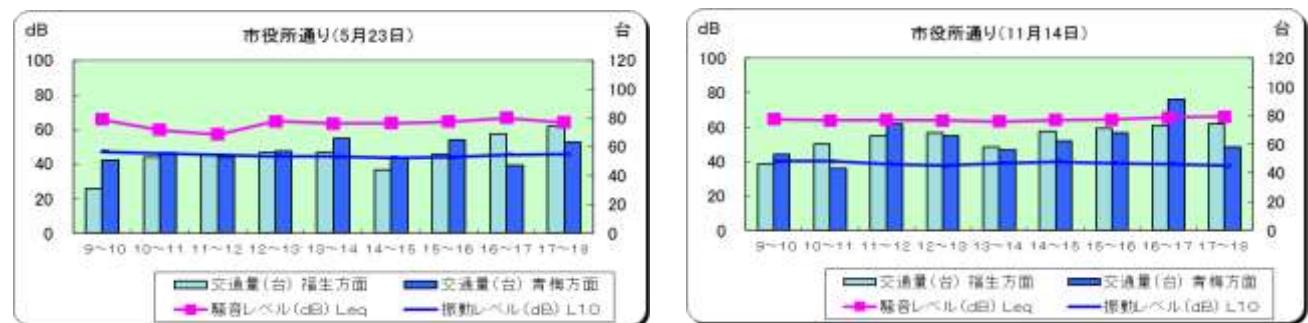
【騒 音】各回とも環境基準及び要請限度の超過はなかった。

【振 動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回の比較で大きな差は見られなかった。

【走行速度】各回とも福生方面の方が、速度が出ていた。

(騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 70dB)



羽村街道（富士見平二丁目20番地付近）都道羽村瑞穂線

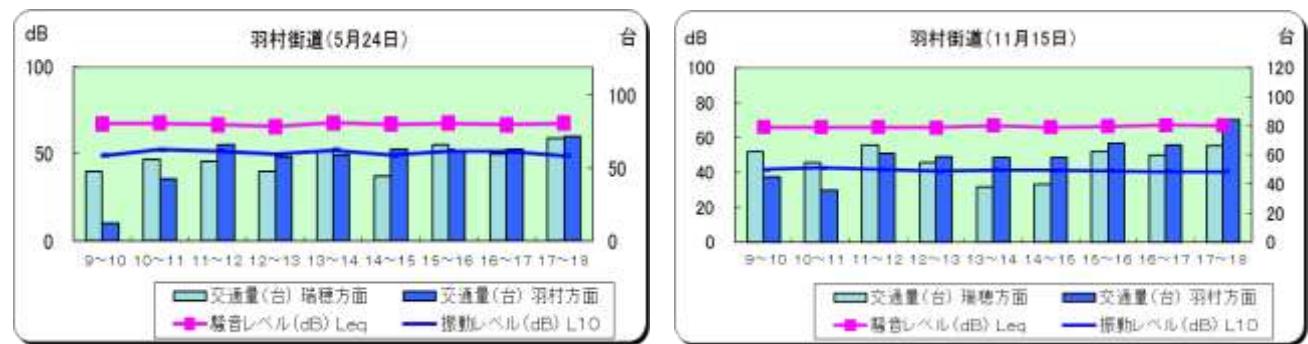
【騒 音】各回とも環境基準及び要請限度の超過はなかった。

【振 動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回の比較で大きな差は見られなかった。

【走行速度】各回とも羽村方面の方が、速度が出ていた。

(騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB)



水道道路（水道事務所前）市道第103号線

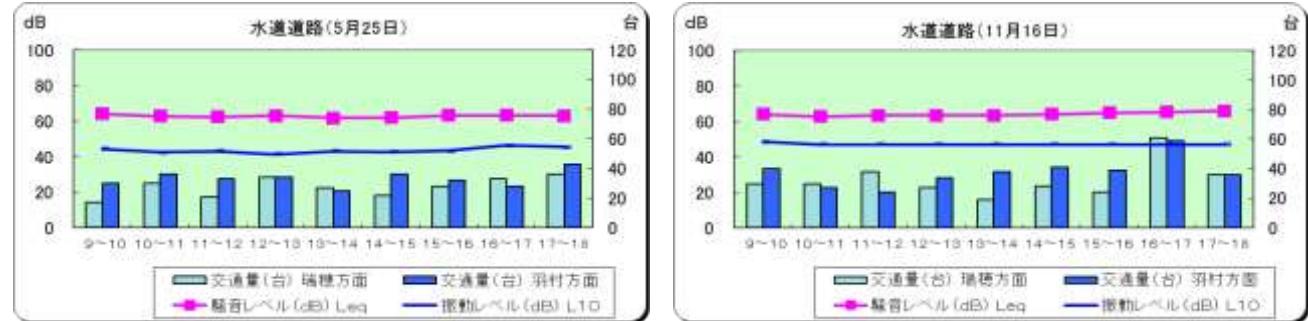
【騒 音】各回とも環境基準を超過していたが、要請限度の超過はなかった。

【振 動】各回とも振動規制法の要請限度を超過はなかった。

【交通量】各回の比較では大きな差はなかった。

【走行速度】各回とも制限速度を超過する場合があった。

(騒音に係る環境基準 60dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 65dB)



奥多摩街道（羽村西小学校前）都道立川青梅線

【騒 音】昼夜ともに環境基準及び要請限度の超過はなかった。

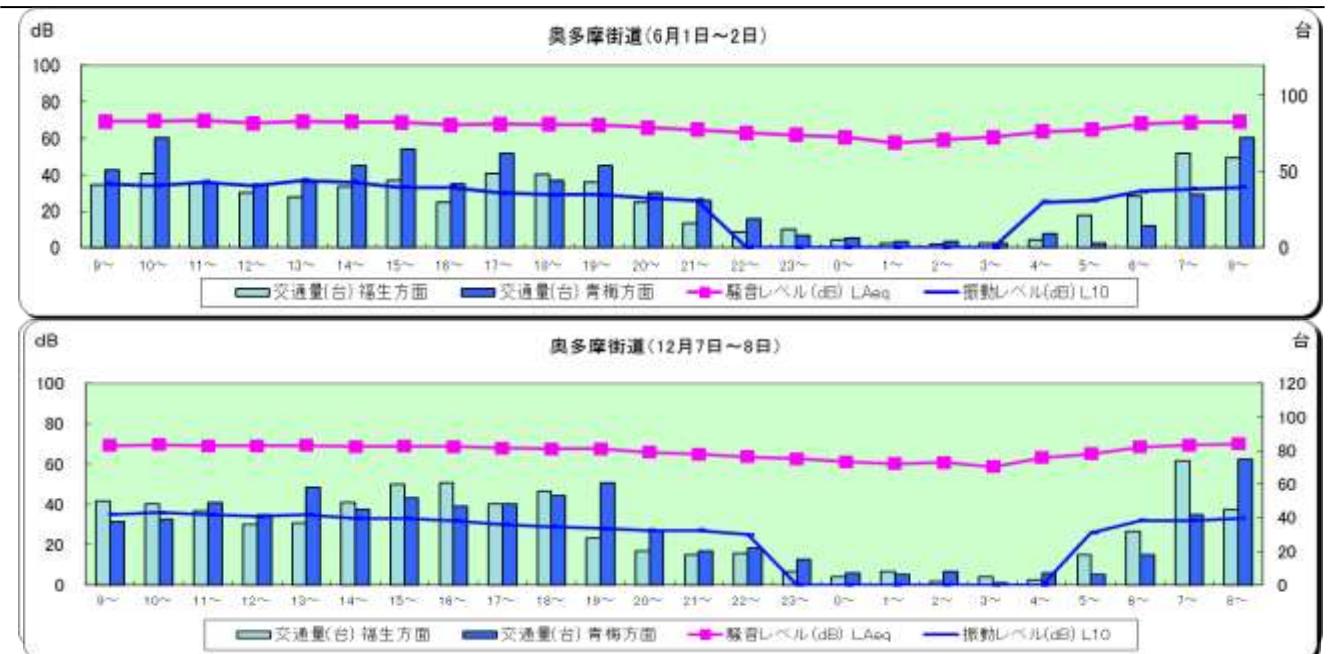
【振 動】昼夜ともに振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回とも青梅方面の方が交通量が多く、総数では第1回の方が多かった。

【走行速度】福生方面と青梅方面に大きな差は見られなかった。

(昼間：騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB)

(夜間：騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 60dB)



新奥多摩街道（スポーツセンター前）都道立川青梅線

【騒 音】昼夜ともに環境基準及び要請限度の超過はなかった。

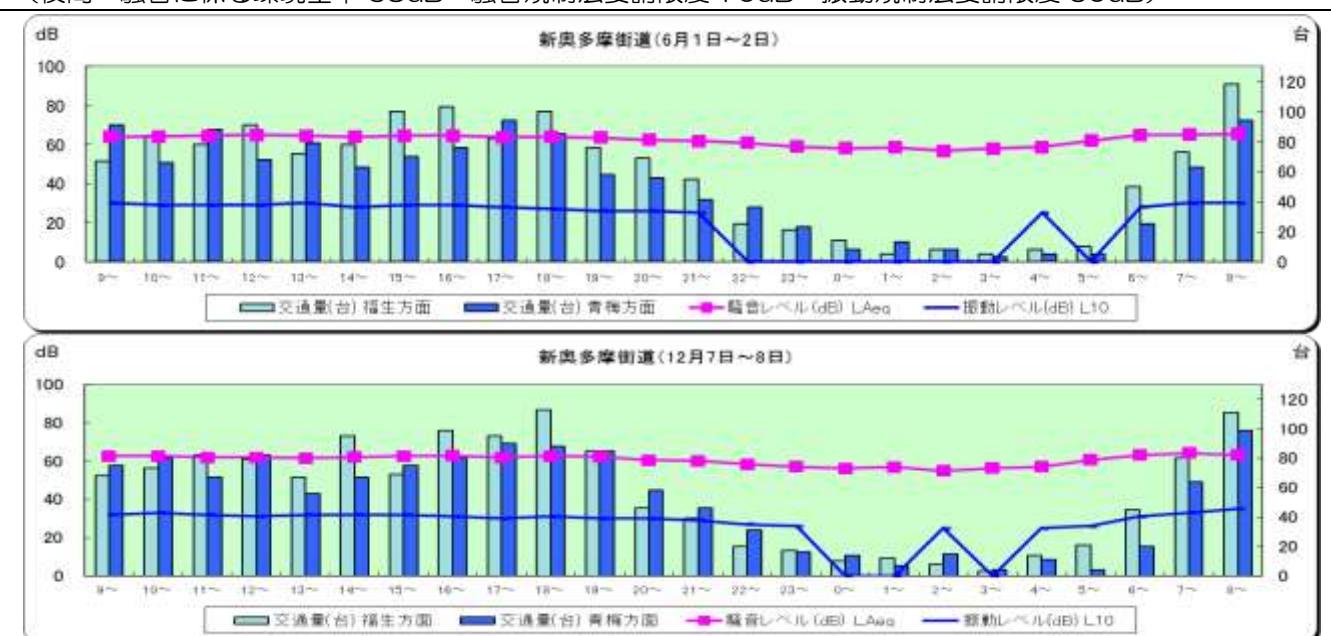
【振 動】昼夜ともに振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回ともに福生方面への交通量が多く、総数では第1回の方が多かった。

【走行速度】各回とも福生方面の方が、速度が出ていた。

(昼間：騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB)

(夜間：騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 60dB)



自動車騒音（要請限度）・道路交通振動調査結果詳細

道路名称 (測定場所)	測定日時	曜日	用途地域	時間区分	騒音 (dB)		振動 (dB)	交通量 (台/10分)	走行速度 (km/h)	騒音に係る 環境基準	騒音規制法 要請限度	振動規制法要 請限度
					天気	道路/車線数	(L _{eq})	(L ₅₀)	(L ₁₀)	(上下線計)	(平均)	(L _{eq})
①市役所通り (市役所前)	H28.5.23	(月) 晴	近隣商業 市道/2	昼間	63	61	45	111	35.5	65 C	75 C	70 〔第2種〕
	H28.11.14	(月) 曇のち晴			64	58	39	128	40.8	65 C	75 C	70 〔第2種〕
②羽村街道 (富士見平2-20付近)	H28.5.24	(火) 曇	住居専用 都道/4	昼間	67	62	51	112	44.7	70 〔特例〕	75 a (近接)	65 〔第1種〕
	H28.11.15	(火) 曇			66	62	41	116	46.4	70 〔特例〕	75 a (近接)	65 〔第1種〕
③水道道路 (水道事務所前)	H28.5.25	(水) 曇	住居専用 市道/2	昼間	61	56	44	61	41.9	60 A	70 a	65 〔第1種〕
	H28.11.16	(水) 曇			64	58	40	70	43.0	60 A	70 a	65 〔第1種〕
④奥多摩街道 (羽村西小学校前)	H28.6.1	(水・木) 曇のち晴	住居専用 都道/2	昼間	68	60	33	59	41.8	70 (特例)	75a (近接)	65 (第1種)
	H28.6.2	曇のち晴		夜間	62	43	27	5	-	65 (特例)	70a (近接)	60 (第1種)
	H28.12.7	(水・木)		昼間	69	61	33	59	41.0	70 (特例)	75a (近接)	65 (第1種)
	H28.12.8	曇のち晴		夜間	62	43	27	6	-	65 (特例)	70a (近接)	60 (第1種)
⑤新奥多摩街道 (スポーツセンター前)	H28.6.1	(水・木)	住居 都道/2	昼間	64	60	29	101	42.1	70 (特例)	75b (近接)	65 (第1種)
	H28.6.2	曇のち晴		夜間	59	45	26	8	-	65 (特例)	70b (近接)	60 (第1種)
	H28.12.7	(水・木)		昼間	62	59	32	99	42.6	70 (特例)	75b (近接)	65 (第1種)
	H28.12.8	曇のち晴		夜間	57	44	27	9	-	65 (特例)	70b (近接)	60 (第1種)

【自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度】

自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会又は道路管理者に対し、道路交通法の規定による措置を要請する限度として定められたもの。

【騒音レベルのめやす】

60dB 普通の会話、チャイム

70dB 掃除機、騒々しい街頭

80dB 地下鉄の車内、ピアノの音

【振動レベルのめやす】

50dB 無感（人体に感じない程度）

60dB 屋内でわずかな揺れを感じる程度

70dB 吊り下げ物がわずかに揺れる

(2) 道路交通騒音（常時監視）

騒音規制法第18条第1項の規定に基づく、市内の幹線道路における自動車騒音の常時監視を実施しました。近接空間においては、すべての住宅で環境基準を達成しています。非近接空間の住宅においては、一部基準の超過がありました。平成24年度から5年間で、22道路交通センサスの調査路線にて調査を実施していきます。

調査結果の詳細 測定日 平成28年12月7日(水)～8日(木)

路線名(通称名)	昼間(6時～22時)			夜間(22時～6時)		
	環境基準	測定値(dB)	評価	環境基準	測定値(dB)	評価
福生青梅線(都道第249号線①)	70	68	○	65	64	○
福生青梅線(都道第249号線②)		67	○		64	○
あきる野羽村線(都道第163号線)		49	○		46	○

路線名 (通称名)	近接空間				非近接空間					
	達成率(%)		達成戸数(戸)		全戸数 (戸)	達成率(%)		達成戸数(戸)		全戸数 (戸)
	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間	
福生青梅線 (都道第249号線①)	100.0	100.0	73	73	73	100.0	100.0	44	44	44
	100.0	100.0	67	67	67	98.7	98.1	156	155	158
福生青梅線 (都道第249号線②)	100.0	100.0	15	15	15	100.0	93.8	16	15	16
	98.6	98.6	70	70	71	96.5	90.4	110	103	114
あきる野羽村線 (都道第163号線)	100.0	100.0	11	11	11	100.0	100.0	32	32	32
合計	99.6	99.6	236	236	237	98.4	95.9	358	349	364

※近接空間：道路端から15mの範囲

※非近接空間：近接空間の外側35mまでの区間

(3) 一般環境騒音

一般環境騒音の状況を監視するため、年2回38地点において、簡易騒音調査を行っています。

測定方法

各地点2回(昼間1回、18時以降1回)5分間(サンプリング数3,000個)の騒音を等価騒音レベルで評価する。

分析機器

普通騒音計 リオン(株)製 NL-22

調査結果

第1回 環境基準達成地点(昼間)38地点(夜間)38地点

【平成28年9月27日(火)、28日(木)実施】

第2回 環境基準達成地点(昼間)38地点(夜間)38地点

【平成29年2月6日(月)、7日(火)実施】

【まとめ】第三中学校南側において環境基準を超過するおそれがあります。主な原因是、平成11年より隣接道路が整備され、瑞穂方面(国道16号など)への抜け道となり、交通量が増加したことにあります。

その他の超過地点においても主な原因是車、バイクの通行音によるものです。

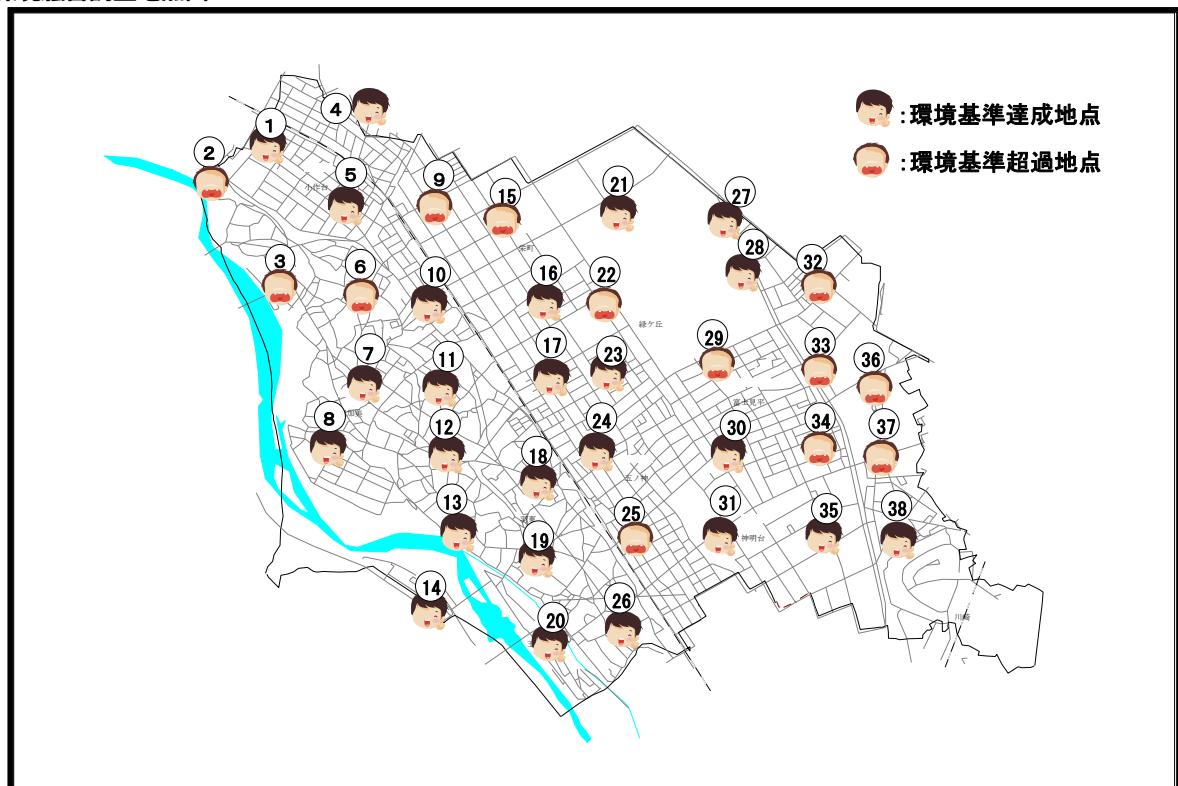
なお、騒音に係る環境基準における夜間(22時以降)の調査は実施していません。

**一般環境騒音調査
結果の詳細**

Nº	測定地点	用途地域	環境基準	H28.9	H29.2	Nº	測定地点	用途地域	環境基準	H28.9	H29.2
1	くすのき児童公園西側	1中高	55	45.7 51.3	50.7 47.0	20	上水通り町内会運動広場東側	1低	55	49.7 46.7	50.7 45.2
2	宮前自然公園南側	1低	55	53.8 59.2	56.9 55.1	21	横ジェイテクト南側	工専	—	57.5 57.2	60.5 59.5
3	小作取水堰東側	1低	55	48.0 48.9	55.6 49.1	22	富士見公園東側	1低	55	51.4 53.0	56.2 52.9
4	小作台東会館西側	近商	60	49.8 58.9	54.8 46.3	23	ゆとりぎ第2駐車場東側	1中高	60	45.8 43.5	58.6 44.3
5	さくら児童公園西側	2中高	60	43.8 51.5	47.5 46.0	24	富士見小学校南側	2中高	60	50.1 52.7	57.1 49.5
6	クリーニングトリム公園南側	1低	55	48.1 55.3	51.6 49.7	25	あおぞら保育園南側 (旧東保育園)	1中高	55	57.0 46.8	51.0 48.1
7	第1ふれあい農園西側	1低	55	42.0 50.4	47.7 45.0	26	川崎公園南側	1低	55	42.0 51.1	51.6 46.8
8	一峰院南側	1低	55	48.5 50.4	49.2 45.3	27	富士フレーハー株北側	工専	—	56.0 53.7	63.8 53.5
9	武藏野公園西側	1中高	55	47.0 55.1	51.7 55.2	28	富士フレーハー株南側	工専	—	61.5 48.7	63.8 53.5
10	スポーツセンター北側	1中高	55	45.9 49.1	50.9 48.0	29	第二中学校北側	1中高	55	51.6 53.8	55.2 45.7
11	田ノ上第二コミュニティ公園	1低	55	42.7 45.4	49.7 44.1	30	あさひ公園西側	準工	65	51.0 47.6	60.0 48.1
12	第一中学校南側	1低	60	58.4 55.4	54.1 50.3	31	松菱金属工業㈱多摩第一工場西側	工業	65	54.9 54.6	58.7 51.8
13	水道局羽村取水所北側	1低	55	42.7 50.0	53.5 40.2	32	緑ヶ丘三町会館南側	1中高	55	48.0 57.9	52.1 44.2
14	郷土博物館南側	1低	55	48.7 54.9	52.2 39.3	33	富士見霊園南側	1中高	55	52.5 49.1	58.1 50.6
15	武藏野公園東側	1中高	60	53.4 60.5	54.9 48.1	34	都営神明台住宅東側	1中高	55	48.5 51.4	55.1 48.0
16	富士見公園西側	1低	55	50.2 50.9	48.4 43.9	35	松菱金属工業㈱多摩第二工場東側	工専	—	60.2 59.9	58.9 59.7
17	緑ヶ丘一丁目ゲートボール場西側(現在は駐車場)	1中高	55	47.9 48.0	49.8 45.6	36	リサイクルセンター南側	無指定	55	62.2 44.3	53.1 52.5
18	羽東一丁目ボウル前	近商	65	55.8 52.3	50.0 50.1	37	第三中学校南側	無指定	55	59.1 57.2	58.7 54.3
19	東地区ゲートボール場西側	1低	55	50.1 48.5	49.1 51.6	38	善隣幼稚園東側	1低	55	54.0 54.1	51.4 49.8

※黄色の色付けがある欄は、環境基準を超過するおそれのある地点です。

一般環境騒音調査地点図



(4) 航空機騒音

航空機騒音の状況を監視するため、年間を通して市役所庁舎屋上及びスイミングセンター屋上において、騒音を測定しています。

また、都や近隣市町と連携し、国や米軍に対して航空機の騒音防止に関する要請を行っています。

測定方法

騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について記録し、Lden^{*}で評価する。

※Lden：航空機騒音が発生した時間帯ごとに重みづけを行って評価する時間帯補正等価騒音レベル。現在、国際的な指標になってきており、日本では、平成 25 年度から環境基準として採用しています。

環境基準：57dB

(平成 24 年度までは、WECPNL を環境基準の評価指標として採用していました。)

分析機器

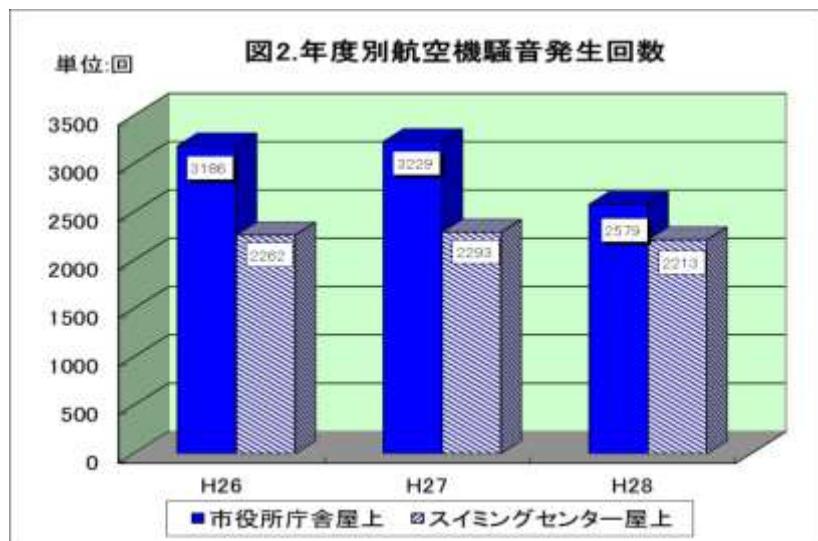
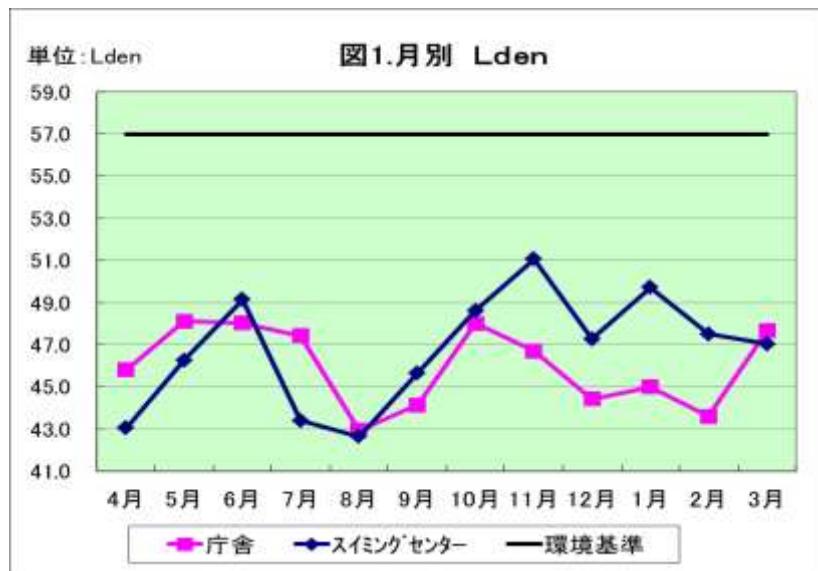
【市役所庁舎】日東紡音響エンジニアリング（株）製 DL-100

【スイミングセンター】日東紡音響エンジニアリング（株）製 DL-100

調査結果

図 1 は、平成 28 年度の月別 Lden ですが、環境基準について超過はありませんでした。

図 2 は、過去 3 年間の騒音発生回数を示したものです。



航空機騒音（自動測定）集計結果

【スイミングセンター】

平成28年度

月	騒音発生回数					Lden	WECPNL	最高音(dB)	備考
	0~7	7~19	19~22	22~24	合計				
4月	1	98	25	0	124	43.1	58.0	87.7	
5月	2	174	58	0	234	46.3	61.8	91.5	
6月	1	165	51	0	217	49.1	63.8	90.0	
7月	0	76	35	0	111	43.4	56.2	84.0	
8月	4	28	15	0	47	42.7	57.4	87.7	
9月	3	60	17	1	81	45.7	60.3	93.2	
10月	4	220	66	1	291	48.6	62.8	90.0	
11月	2	180	84	0	266	51.1	65.8	91.1	
12月	1	134	33	0	168	47.3	61.9	89.6	
1月	1	200	73	0	274	49.7	64.2	91.1	
2月	2	124	38	0	164	47.5	62.6	89.5	
3月	5	169	62	0	236	47.0	61.4	93.0	
通年	26	1,628	557	2	2,213	47.5	62.1	93.2	
月平均	2	136	46	0	184	47.2	62.1	89.9	
前年度	16	1,624	650	3	2,293	47.0	61.2	102.3	
月平均	1	135	54	0	191	—	—	91.7	

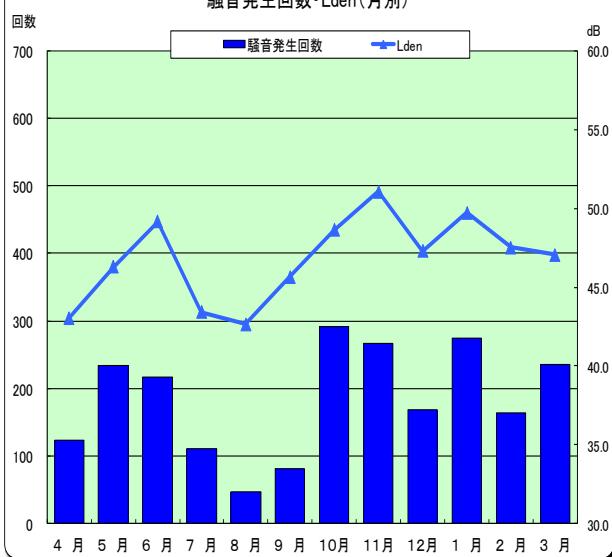
航空機騒音（自動測定）集計結果

【市役所庁舎】

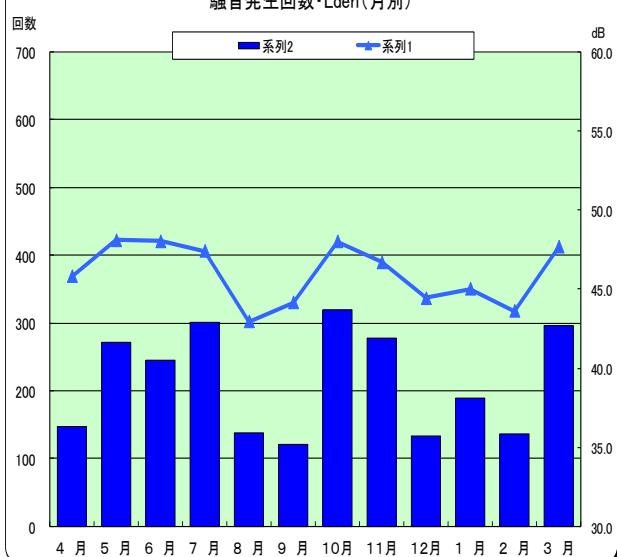
平成28年度

月	騒音発生回数					Lden	WECPNL	最高音(dB)	備考
	0~7	7~19	19~22	22~24	合計				
4月	0	121	27	0	148	45.8	60.1	89.7	
5月	0	195	76	0	271	48.1	62.6	89.4	
6月	0	173	72	0	245	48.0	62.5	89.6	
7月	1	209	91	0	301	47.4	61.8	88.2	
8月	1	122	15	0	138	43.0	57.9	86.3	
9月	0	84	37	0	121	44.2	58.8	86.1	
10月	0	239	81	0	320	48.0	62.6	90.0	
11月	0	208	70	0	278	46.7	61.4	86.5	
12月	0	104	30	0	134	44.4	59.3	94.6	
1月	0	141	49	0	190	45.0	59.8	85.9	
2月	1	99	37	0	137	43.6	58.4	85.5	
3月	0	209	87	0	296	47.7	63.5	94.3	
通年	3	1,904	672	0	2,579	46.4	61.1	94.6	
月平均	0.3	158.7	56.0	0.0	214.9	46.0	60.7	88.8	
前年度	3	2,322	903	1	3,229	46.8	61.1	95.4	
月平均	0	194	75	0	269	—	—	87.6	

騒音発生回数・Lden(月別)



騒音発生回数・Lden(月別)



騒音レベルの参考

30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	
さわやか声 郊外の深夜	静かな住宅地 深夜の街	工場 静かな事務所 コン室外機	静かな会話 タイム	普通の会話 チャイム	騒々しい街頭 掃除機	ピアノの音 地下鉄の車内	犬の鳴き声 ド下	電車が通る音 地下鉄の車内	近づくヘリコプターの音 近づく	飛行機のエンジンの近く



航空機騒音測定装置

6 地盤沈下

東京都環境確保条例に基づき、300Wを超える動力を使用する用水施設は、市役所へ揚水量を届け出することが義務付けられています。



市内においては、現在まで地盤沈下の被害は報告されていません。また、23区のような産業用の地下水の過剰揚水もさてなく、近年では、地下水揚水量も減少傾向にあります。

一方で、市民等からは、砂利採取地跡地の地盤沈下の懸念から、これらの跡地の監視要望があります。

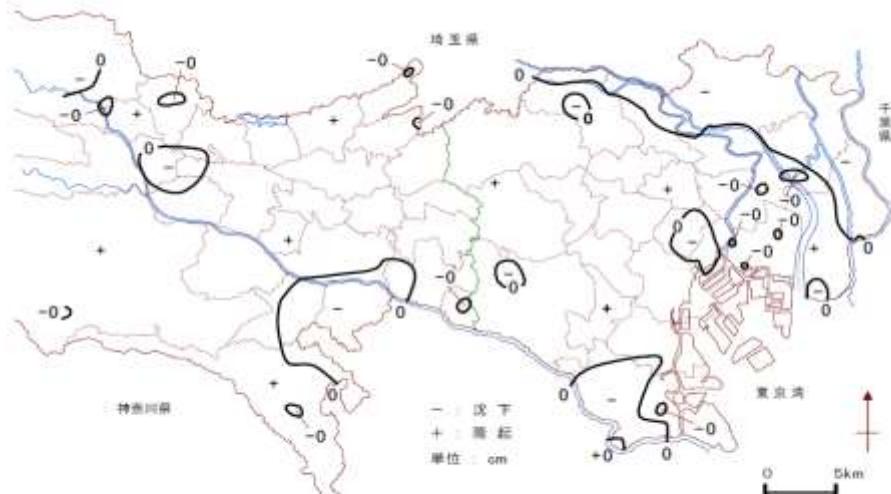


図-2 平成28年の地盤変動量図

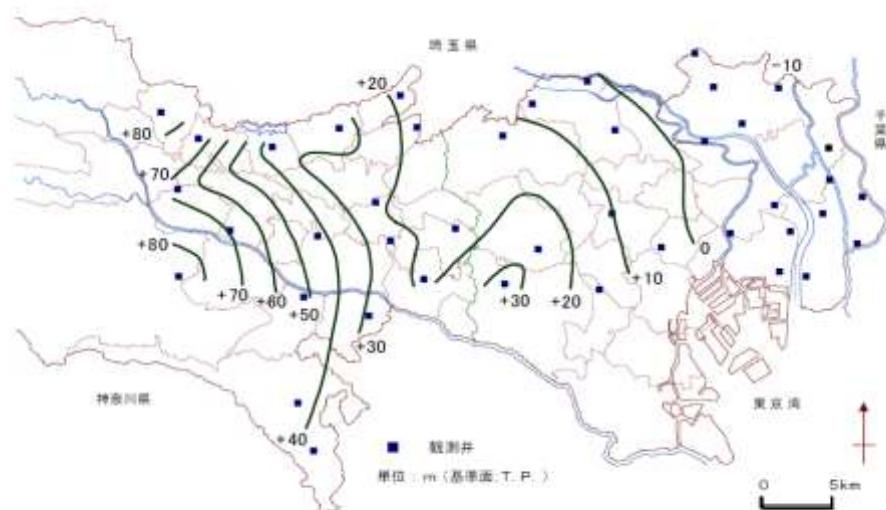


図-4 平成28年末の地下水位等高線図

東京都環境局「平成 28 年都内の地下水揚水の実態」より引用

7 有害化学物質

東京都環境確保条例に基づき、有害な化学物質の使用について監視しています。

また、適正に管理しなければならない化学物質として、同条例にて指定されている化学物質を年間100 kg使用する事業者は、使用量の年間報告が義務付けられています。



化学物質は日常生活の中にも多く存在しており、産業・医療・食品・被服用など様々な目的で使用されています。

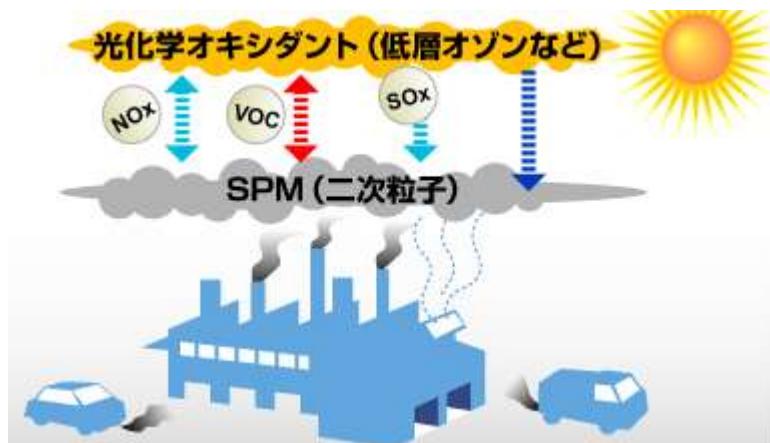
市内においても、化学物質は、工場を中心として使用されていますが、環境や生物にとって非常に負荷の高い有害な化学物質は、厳重かつ適正に管理されています。

長期的には使用量は減少傾向にありますが、3ヵ年では微増となっており、より一層の削減に向けて、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいくことが求められます。

環境への排出量の多い有害物質の主な用途

物 質	主な用途
トルエン	塗料、シンナーの成分、印刷用インキ、ガソリン中の成分
トリクロロエチレン	金属脱脂洗浄剤、抽出剤
酢酸ブチル	塗料、ラッカー用溶剤、印刷用インキ
イソプロピルアルコール	印刷等に使用する溶剤、消毒、洗浄
酢酸エチル	印刷用インキ、塗料、接着剤、医薬品原料
キシレン	塗料、医薬品原料、ガソリン中の成分
ヘキサン	ガソリン中の成分、接着剤、塗料、印刷用インキ等溶剤
メタノール	消毒、溶剤、溶媒
ジクロロメタン	木材防腐剤、金属脱脂洗浄剤、インキ洗浄剤
メチルエチルケトン	塗料、ラッカー用溶剤、印刷用インキ、合成樹脂原料
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング溶剤、金属脱脂洗浄剤

有害化学物質の中には、VOC (Volatile Organic Compounds) と呼ばれる「揮発性有機化合物」(塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質) もあり、大気中に排出されると、光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の 1 つになるといわれています。



8 法令で定められている公害対策等の届け出件数等

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可・届出件数

東京都の条例に基づき、工場及び指定作業場は、事業活動に伴い発生する公害を防止するため、あらかじめ認可を受け、または届出をする義務があります。

区分	届出・申請件数	区分	届出・申請件数
工場設置認可	4	指定作業場設置届	3
工場変更認可	29	指定作業場変更届	1
工場完成届	24	指定作業場承継届	—
工場氏名等変更届	3	地下水揚水量報告書	8
公害防止管理者選・解任届	—	化学物質使用量等報告書	29
土壤汚染状況調査報告書	1	化学物質管理方法書	1
土壤汚染拡散防止措置完了届	1	石綿飛散防止方法等計画届	1

(2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出件数

法律に基づき、騒音や振動を発生する工場及び事業場の事業活動や建設工事を行うときは、あらかじめ届出をする義務があります。

法律名 区分	騒音規制法届出件数	振動規制法届出件数
特定施設設置届	—	—
特定施設数変更届	—	—
氏名等変更届	—	—
特定建設作業実施届	8	3

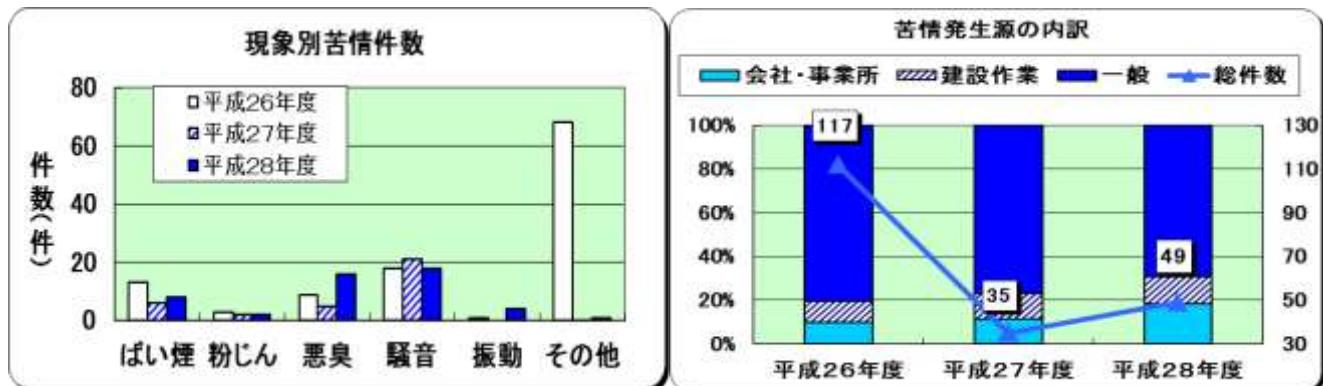
(3) 苦情・相談

市には、環境に関する苦情や相談が寄せられています。

苦情の発生源は、大きく分けて「工場や建設現場」、「解体工事現場」、「日常生活」からとなっており、平成28年度は83件の苦情が寄せられました。現象別で見ると、一般家庭の焼却行為によるばい煙や悪臭、騒音の割合が高く、いわゆる典型7公害*以外の苦情や相談も多くなっています。「その他」の苦情の多くは雑草や樹木、犬猫などペットに関する苦情です。

工場地域からの騒音への苦情もあり、法律や条例で定められた環境基準を満たしている場合でも個人の感覚により苦情として市に寄せられます。その他、日常生活において近隣とのコミュニケーションの希薄化により、隣近所に対しても直接苦情を伝えることができず、市に苦情として寄せられるケースもあります。近隣とのトラブルを避けるためにも、日頃から近隣の方を思いやる気持ちを持ち、互譲の精神でコミュニケーションをとることが大切です。

*典型7公害：大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭



*典型7公害以外の苦情・相談 34件については上記のグラフに含めていません。

(4) 衛生害虫等相談件数

市民から各種の衛生害虫等に関する相談が寄せられます。
その中でも春から秋にかけての蜂に関する相談件数の割合が多数を占めています。

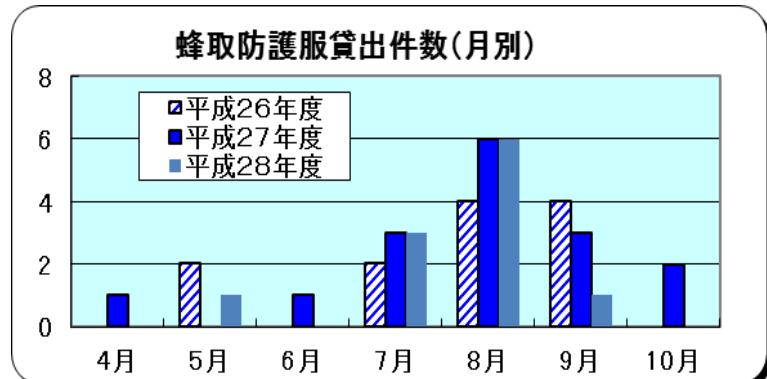
26年度	27年度	28年度
36件	41件	55件

種類	ハチ類					毛虫等	計
	スズメバチ	アシナガバチ	ミツバチ	クマバチ	不明		
相談件数	17	4	0	0	14	20	55

(5) 蜂取防護服貸出件数

市では、自らハチを駆除する市民の方を支援するため、蜂用の防護服の貸し出しを行っています。

※市では駆除は行っていません。



その他の公害対策の様子

地中から排出しているメタンガスを調査している様子。(下)
過去に廃棄物の埋め立てがあった場所では、廃棄物の発酵によって、現在も微量ながら地中からメタンガスが発生しています。



多摩川に接続している雨水管から流出する油を防ぎ、除去している様子。(右)

羽村市内では、生活排水などの下水と雨水は別々の管（分流式）となっていますので、雨水管に生活排水や油などの汚濁物を捨ててしまうと、多摩川に流出してしまいます。水質悪化や生物相への被害を招かないよう、雨水管へ污水を流してはなりません。

方針 2 地域環境における新たな問題への対応

地域環境における新たな問題への対応の進捗

管理指標	項目	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
① 電磁波		100%	100%	100%	➡➡ 達成中
② 光害		100%	100%	100%	➡➡ 達成中
③ 放射性物質		100%	100%	100%	➡➡ 達成中
④ PM2.5		100%	100%	100%	➡➡ 達成中

①は電波防護指針による基準、②は光害対策ガイドラインの基準、③は羽村市放射線量の高い箇所の除染マニュアルによる除染対象となる基準（毎時 0.23 マイクロシーベルト）、④は環境基準（値は東京都一般環境大気測定局青梅市東青梅局と福生市本町局における各測定値の平均値）とします

1 電磁波

電波防護指針に適合しない施設の設置は見受けられず、苦情・相談ともにありませんでした。

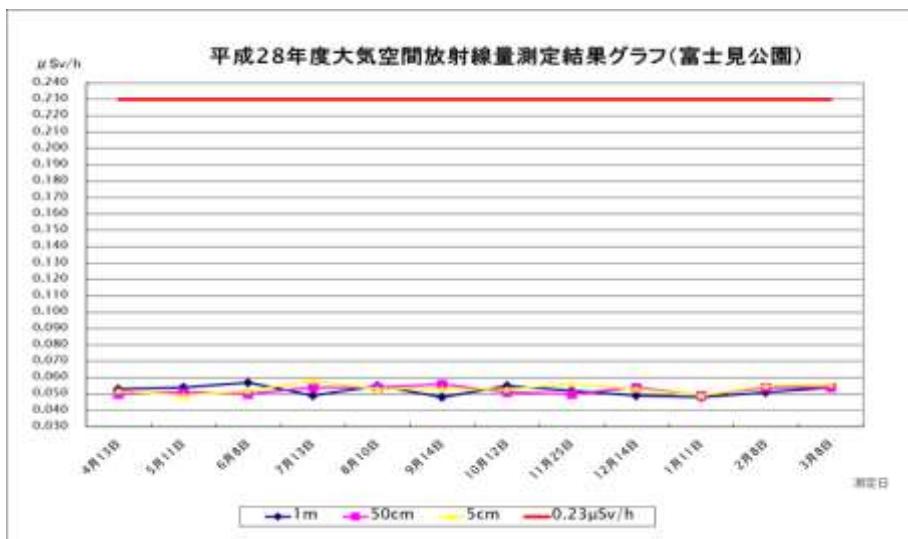
2 光害

光害対策ガイドラインに適合しない施設の設置は見受けられず、苦情・相談ともにありませんでした。

3 放射性物質

放射性物質については、空間放射線量調査において、除染対象となる基準の超過はありませんでした。

富士見公園における空間放射線量の調査は、放射線量測定結果において、自然放射線量と同程度の推移であることから、平成 27 年 10 月より月 1 回（原則第 2 水曜日）実施しています。



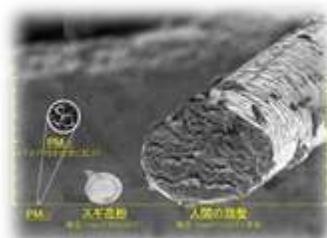
※国際放射線防護委員会の
2007年勧告によると、一
般の人（子ども含む）が1
年間に浴びる放射線量の限
度は、1,000 マイクロシ
ベルトとされています。時
間あたりに換算すると
0.23 マイクロシーベルト/
時間となり、それ以下であ
れば、健康に影響を及ぼす
レベルではないとされてい
ます。

4 PM2.5

	1年平均	1日平均	適合
青梅市東青梅局	9.8 $\mu\text{g} / \text{m}^3$	24.9 $\mu\text{g} / \text{m}^3$	○
福生市本町局	10.5 $\mu\text{g} / \text{m}^3$	26.5 $\mu\text{g} / \text{m}^3$	○
平均	10.15 $\mu\text{g} / \text{m}^3$	25.7 $\mu\text{g} / \text{m}^3$	○

※環境基準値…1年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

かつ 1 日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$



PM2.5 の大きさ
東京都環境局ホームページ
ページより引用

自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。

方針 1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止

ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	11,779 個	12,602 個	12,556 個	6.5%後退

市のポイ捨て量調査結果について、達成度合いは年平均▲2%を基準とします

1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止

(1) 小作駅・羽村駅周辺ポイ捨て実態調査

条例による効果を把握するために行うため、小作駅と羽村駅周辺のごみのポイ捨て数の現状を調査しています。

調査方法 路線ごとに計測

調査時期 3か月に一度、年4回実施



吸殻ごみ 路上ごみの数



(2) ポイ捨て禁止等マナーアップキャンペーン

平成24年7月に、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」施行して以来、路上喫煙の禁止、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止を広く周知し、マナーを改善するため、「ポイ捨て禁止等マナーアップキャンペーン」を実施しています。

実施日時・会場 平成28年7月12日（火）

7:30～8:30 羽村駅及び小作駅周辺

平成28年11月5日（土）

12:30～13:00 富士見公園（産業祭）

活動内容 ポケットティッシュ配布による啓発

清掃活動（駅周辺または産業祭会場の清掃）

協力 羽村市議会議員、町内会連合会長及び地元町内会長、元羽村市たばこ税増収対策協議会会員、市内・市外事業所



市内の公園などに設置している看板

小作駅、羽村駅周辺の路上喫煙禁止地区等に設置している路面標示板とステッカー

方針 2 安全で快適な環境を損なう行為の防止

安全で快適な環境を損なう行為の防止の進捗					
管理指標	項目	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	① 捨て看板	5.2件／日	7.5件／日	10.5件／日	➡➡ 44.2%後退
	② 放置自転車	1,332件	1,153件	1,400件	➡➡ 13.4%改善
	③ 路上喫煙・飼い犬のふん	5.5件／日	5.6件／日	2.3件／日	➡ 1.8%後退

①は1日当たりの捨て看板の除去件数、②は放置自転車の年間撤去件数、③は1日当たりの路上喫煙・飼い犬のふんの放置に係る指導件数とし、達成度合いは、現状までの状況を勘案し①年平均▲2%、②年平均▲2%、③年平均▲4%を基準とします

1 捨て看板

捨て看板の対策は、土木課が中心となり、市職員全員で日々取り組んでいます。捨て看板の除去件数では、長期的には減少傾向で、大型のものや張り紙類はほとんど見受けられなくなりましたが、3カ年では小型の看板等が主体となり、傾向としては微減となっています。



2 放置自転車

放置自転車の対策は、防災安全課が中心となり日々対策に取り組んでいます。放置自転車の撤去件数は長期的には減少傾向で、3カ年では平成27年度に管理指標を達成することができました。



3 路上喫煙・飼い犬のふん

安全で快適な環境を損なう行為を防止するため、路上喫煙と飼い犬のふんの放置を指導する「環境指導員」によるパトロールを実施しています。

3カ年の指導件数は増加しており、管理指標の達成には至っておりません。

今後も、市民・事業者・市が一体となって、マナーの改善に取り組み、安全で快適な環境をつくりあげていかなくてはなりません。



愛護動物の適正飼養の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	97.4%	93.3%	90.0 %	➡➡ 4.3%後退

苦情・相談による不適正飼養件数の改善割合とし、達成度合いは適正指導強化によって90%を基準とします

市へ寄せられる犬や猫などの愛護動物を起因とする苦情・相談への改善割合をしたものです。

※市民からの相談に対し、適切な指導や助言を行ったものを対象としています。

苦情・相談による改善率

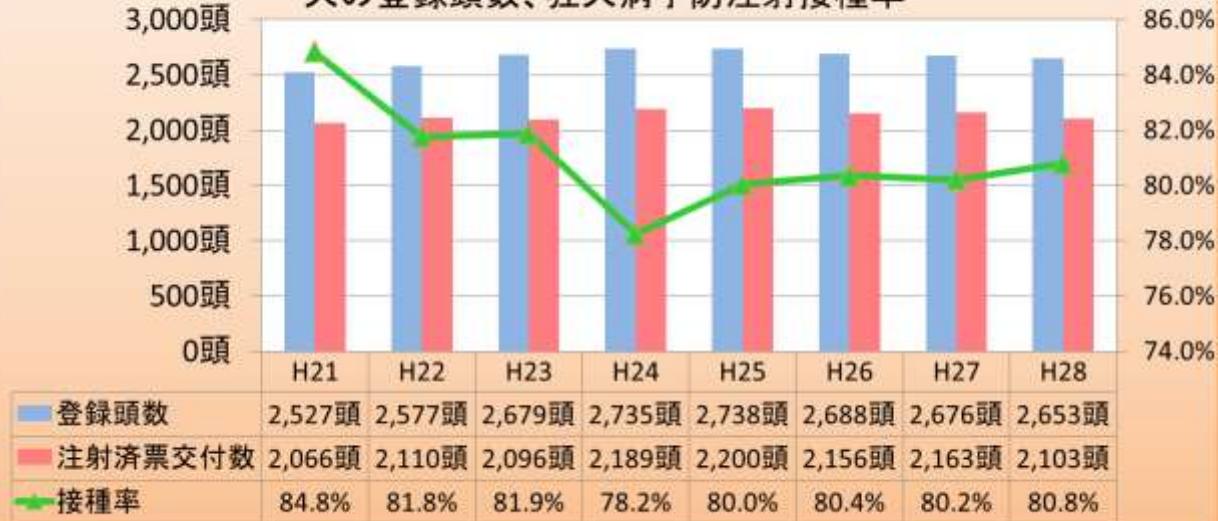


～犬の登録と狂犬病予防注射～

犬の所有者となった方は、狂犬病予防法により飼い始めた日もしくは生後90日を経過した日から30日以内に登録の届出を行わなければなりません。

狂犬病予防注射は、飼い始めた最初の年は、飼い始めた日から30日以内に、翌年以降は毎年4月1日から6月30日までの間に接種させ、届出しなければなりません。

犬の登録頭数、狂犬病予防注射接種率



狂犬病ってなあに？

日本では昭和32年を最後に国内感染による狂犬病の発生はありませんが、世界的には現在も年間5万人以上が狂犬病により死亡しています。狂犬病は全ての哺乳類に感染し、発症した場合は、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。

2006年には、フィリピン滞在中に犬にかまれた男性が、日本帰国後に発症し、亡くなっています。

台湾では、2013年に1961年以來となる狂犬病が発生し、1年足らずで台湾全土に広まりました。

台湾の狂犬病は野生のイタチアナクマより感染が広まっており、日本でもいつ発生するかわからない状態ですので、必ず予防注射を打ちましょう！

【飼い主のいない猫対策】

市では、平成 26 年度から「羽村市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成要綱」に基づき、飼い主のいない猫への不妊去勢手術費の助成を行っています。この要綱は、市の区域内の飼い主のいない猫へ不妊去勢手術を行う者に対して、その経費の一部を助成することにより、市民の動物愛護意識の高揚と市内の生活環境の保全及び向上に資することを目的としています。

現在、6 団体が市へ登録を行い、ボランティア活動を行っています（団体数は平成 29 年 3 月 31 日時点）。

飼い主のいない猫不妊去勢手術費 助成制度利用件数



耳先カットは不妊去勢手術済のしるし



飼い主のいない猫（ノラ猫）に困っていませんか？

市内に生息する飼い主のいない猫は、減少に転じるまでには至っておりません。

この原因の一つには、無責任な飼い主が飼養する義務を放棄して、河原や公園などに捨ててしまうことがあります。猫を捨てることは法律で禁止されています。

【動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項】

愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

市では、飼い主のいない猫に対して、市内で活動するボランティアの方に協力していただきながら、動物愛護と環境対策の観点から取り組みを進めています。

飼い主のいない猫（ノラ猫）へ餌やりをしている方へ

飼い主のいない猫（ノラ猫）に餌やりを適切（定時・許可を得ている場所・餌やり中は見守る・餌がなくなり次第片づける、など）に行なうことは、悪いことではありません。食事をする場所が確保され、その猫の生息地域で、生ごみなどが荒らされなくなる効果もあります。

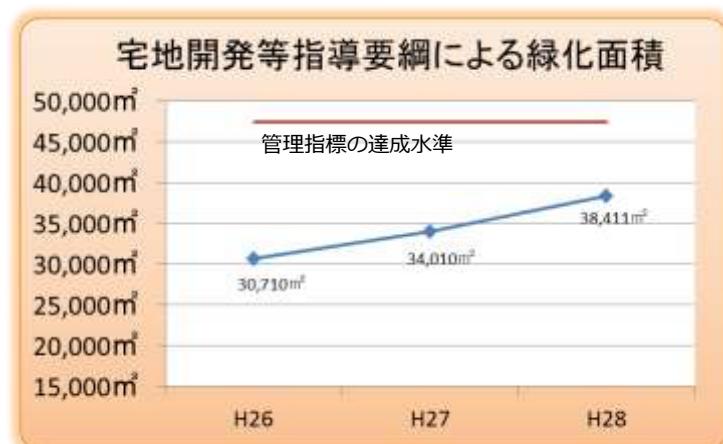
しかし、近隣の方々の理解が得られなければ、せっかくの餌やりの活動も、近隣トラブルを招く原因となってしまいます。また、餌やりの方法についても、むやみに餌を放置する方法では、衛生環境を悪化させ、周囲に迷惑をかけてしまうこともあります。

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（環境省）に沿った、適切な餌やりを守りましょう。

方針4 自然と調和した良好なまちなみの形成

自然と調和した良好なまちなみの形成の進捗				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	34,010m ²	38,411m ²	47,448m ²	12.9%改善

平成19年度以降の宅地開発等指導要綱による緑化面積累計値とし、達成度合いは現状までの状況を勘案して年平均8%を基準とします



羽村市は、これまで職住近接の都市として良好な都市環境を維持し、公害の少ない、みどり豊かな自然と調和した都市として発展してきました。

住居地域や工業地域が共生する羽村市特有の都市構造を生かし、快適な生活空間と自然が調和したまちなみの確保を進めており、宅地開発等指導要綱による緑化指導は順調に進んでいます。

方針5 みどりによる災害対策

みどりによる災害対策の進捗				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	729.13m ²	729.13m ²	692.67m ²	達成中

1辺が30m以上連続し、まとまりのある樹木・樹林地を緩衝緑地帯と定義し、その面積について、年平均▲0.5%を基準とします

表中の条件を満たすものであれば、民有地、公有地を問わず算定します。緑被率調査の際の航空機写真から面積を算出していますが、緑被率調査は、平成18年度以来行っていないため、現在の面積は算定できません。しかし、平成26年度、平成27年度は緑地での大規模な開発等がなく、緩衝緑地は維持されています。



都市部における緑地や道路の街路樹は、多様な災害対策機能を有しており、都市災害の被害軽減効果が期待されています。

緑地の減少が見られる市内においても、災害を軽減する緩衝緑地としてのみどりの必要性を認識し、これにふさわしいみどりの質や量を保全していく必要があります。

循環型社会

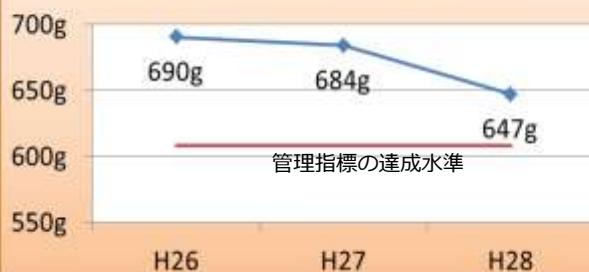
3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、サイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。

方針 1 3R の推進

3R の推進の進捗					
管理指標	項目	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
① ごみ排出量	683.9g /人・日	647.1g/人・日	608g/人・日	5.3%改善	
② 総資源化率	36.5%	36.9%	38.4%	1.1%改善	

ごみの排出量は 1 人が 1 日当たりに排出する資源を含むごみの量
達成度合いは、羽村市一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、①は 608g/人・日、②は 38.4%を基準とします

1人/日のごみの排出量の推移



市では、一般廃棄物の戸別収集・一部有料化、事業系ごみの廃棄物手数料の改正などの排出抑制を推進するとともに、粗大ごみのリユース事業の展開、分別品目の見直しなどにより資源化を総合的に推進し、ごみの排出量の、最終処分場埋立搬入量とも抑制することができています。

総資源化率についても、高いレベルを維持しています。



**しっかり分別
きっちり資源へ！**



最終処分場埋立搬入量の推移



最終処分場で埋立するため搬入していた廃棄物を、再利用できる処分方法に転換したため、搬入量が 0 になりました。

方針 2 ごみの適正処理

ごみの適正処理の進捗

管理指標	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	100%	100%	100%	達成中
不法投棄（被害性が高く、事件性のある規模のもの）、一般廃棄物無許可収集運搬、資源持ち去りの苦情等による事案の改善割合について、達成度合いは 100%を基準とします				

不法投棄のへ適正対処割合



市内においては、今のところ、大規模な不法投棄などのごみの不適正な処理事例はありませんが、資源物の持ち去りや、一般廃棄物運搬許可を受けずに収集運搬する事業者等による不適正な収集運搬が行われる可能性が考えられます。

近年、事件性のあるような不法投棄はなく、一般廃棄物無許可収集運搬もない。資源持ち去りについては、まれに相談が寄せられますが、その都度対処しています。

方針 3 グリーン購入の推進

グリーン購入の推進の進捗

管理指標	項目	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
		① 市民・事業者	28.8%	28.8%	50% 横ばい
	② グリーン調達率	98.8%	98.1%	95%	←→ 0.7%後退

市民・事業者については、アンケート結果について、達成度合いは取り組み率 50%を基準とし、市のグリーン調達率は市の調達基準に基づいた調達率について、達成度合いは統合実行計画との整合を図り 95%を基準とします

市民・事業者については、平成 27 年度羽村市政世論調査のアンケート結果に基づいています。

羽村市役所のグリーン調達率



市では、「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」の基準に基づき、グリーン調達を積極的に行ってています。

また、平成 27 年度の羽村市政世論調査の結果により、市民・事業者のグリーン購入への取り組み状況が分かりました。市民・事業者・市が協働し、一層の推進を図ることが求められます。

グリーン購入ってなあに？

物を購入する前に必要かどうかをよく考えて、必要なものを必要な分だけ購入するとともに、環境負荷ができるだけ小さい工場な製品を購入することをいいます。



～羽村のうつりかわり～

【国土地理院航空写真】

昭和 19 年頃（左の写真）

農地と武藏野のみどりが多くを占めています。

左下には、多摩川が映っています。



昭和 36 年頃（右の写真）

写真左側に見える多摩川には、多くの穴が空いており、川砂利採取などの様子がうかがえます。



昭和 49 年頃（左の写真）

市街地が広がり、写真中央部には工業地域が見えます。

写真の右側には、砂利を採取した跡の大きな穴もうかがえます。

昭和 49 年当時には、この砂利穴に多くのゴミが捨てられました。



平成 20 年頃

（左の写真）

市街化が進展していることが分かります。

左側の写真には、みどり豊かな多摩川、右側の写真には砂利穴が埋められ、まちなみが回復している状況がうかがえます。

2 自然環境分野

基本目標：人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいのまち

先人より受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいあるまちを創ります。

樹林・綠化

樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。

方針 1 既存のみどりの保全

既存のみどりの保全の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗
	102,211.98m ²	102,211.98m ²	103,331.72m ²	 横ばい

担保性の高い樹林地とは、公有化されている樹林地・緑地および保存樹林地のことをいいます
達成度合いは、第1次計画実績および東京都調査のみどり率における多摩地域の平均減少率から▲20%とします



「既存のみどり」とは、市内に現存している樹林等のみどりのことをいいます。市内には、このような既存のみどりを守るため、所有者の同意を得て指定している「保存樹林地」や公有化している緑地がありますが、保存樹林地は減少傾向にあり、今後も保全を進めていくことが求められます。



歴史あるみどりの保全の進捗

管理指標	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進 捗
	25 本	25 本	23 本	達成中

天然記念物に指定されている樹木及び保存樹木制度の指定を受けている樹木は老化しており、保存措置等を行っているものの、台風等の天災により損失していることから、達成度合いは年平均▲1%とします



市では、「羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例（昭和 60 年施行）」に基づいて、市内の地域在来種や歴史のある樹木を「保存樹木」として指定し、所有者に保全と適正な維持管理に努めていただいています。

また、市内には、保存樹木の他に、平将門を討った藤原秀郷が植樹したという伝説のある阿蘇神社のシイ（スタジイ）や羽村橋の大ケヤキがあります。この 2 本は東京都天然記念物の指定も受けています。



阿蘇神社のシイ（スタジイ）



羽村橋の大ケヤキ

新たなみどりの創出の進捗				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	826.67 m ²	901.92 m ²	702.32 m ²	➡ 9.1%改善
生け垣等の緑化助成制度による緑化面積（生け垣はメートル×0.6 メートルにて面積換算）累計値 現状の緑化助成制度による状況を基本として、達成度合いは年平均 4%とします				



市では、平成3年度から生け垣の設置助成制度を開始し、平成26年度からは、多年生の植物を用いた庭木緑化、壁面緑化や屋上緑化なども対象にした「羽村市新たなみどりの創出助成制度」へとレベルアップしました。この制度により、緑化面積の増加率は向上しました。

今後も引き続いでも市化が進むことが予測されますが、都市の環境・まちなみを調和した、新たなみどりの創出を進めていきます。



緑化助成制度により、新たに生け垣をつくれられた方の写真

新たなみどりの創出助成制度ってなあに？

市内で、新たに土地や建物に緑化を行う方に対して、その経費の一部を助成する制度です。新たなみどりを創出することで、地域の特性に合った多様な生物が共生できる環境が増え、潤いとやすらぎ、安全で良好な都市環境を確保することができます。



田園

田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。

方針 1 都市農地の保全

都市農地の保全の進捗

項目	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
① 農産物直売所の売上 ② 援農ボランティア登録者数 ③ 学校給食の地元農産物利用割合 ④ 農地面積	86,573 千円	88,050 千円	120,000 千円	1.7% 改善
	90 人	95 人	45 人	5.6% 改善
	21.0%	22.6%	23.0%	7.6% 改善
	43.5ha	42.8ha	36.9ha	1.6% 後退

①から③は第五次羽村市長期総合計画における目標値、④は現状までの推移を勘案して、年平均▲2%を基準とします

農地は、自然環境の保全、地下水のかん養、自然景観の形成、生態系の維持などの機能を有しています。都市農地は、消費地の近く新鮮な農産物の供給が可能であり、貴重な緑や生態系の確保など、都市環境を支える多面的な役割を果たすとともに、農業体験など自然に触れる事のできる場にもなっていますが、都市化の進展に伴う農地の減少など都市農地は厳しい状況にあり、一層の保全が求められます。

農産物直売所の売上



農産物直売所の様子

援農ボランティア登録者数



(左)「援農ボランティア」とは、農家の方とともに農産物の生産を手伝う登録制のボランティアです。

(左下) 地産地消を進める、学校給食への地元農産物の(下)生産緑地の指定など、都市農地を保全していますが都市化、農業従事者の高齢化や相続に伴う土地の売却などにより、農地が減少してきています。

学校給食の地元農産物利用割合



農地面積



田園によるみどりの保全の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	20.4ha	20.4ha	20.2ha	達成中
下図範囲のみどり率（緑被面積に公園などのオープンスペースを加えたもの）の面積について、現状までの状況を勘査し、年平均▲0.1%とします				

“田園によるみどり”とは、まとまりのある水田や畑を中心に、水路や湧水等の水環境、周辺の緑地帯が複合的に存在し、羽村の伝統的な農の風景を構成している、主に羽加美四丁目、羽中四丁目のみどりとして定義しており、右の図の黒い線で囲まれた地域となります。

平成 28 年度は大きな土地の改変などもなく、みどりの面積を保全しています。

羽加美・羽中四丁目のみどりの面積



上図の黒色線の範囲は、田園によるみどりの保全の進捗を図るための、みどり率を求積する範囲です。上図左側には多摩川、中央部にはまとまりのある田園、水路、根がらみ崖線が複合的に存在していることがわかり、パッチワークのような美しい風景が見てとれます。

右の写真は、昭和 15 年頃の羽加美四丁目、羽中四丁目周辺のものです。

右の写真の赤い線の内側は、今と同じ田園が広がっていることが分かります。右上の図の現在の写真では、右の写真の赤い線の外側部分が都市化しており、宮の下運動公園側は住宅が建っていることが分かります。



公園 緑 地

みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。

方針 1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備

みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	35.7ha	35.7ha	35.8ha	➡ 横ばい

達成度合いは、市立公園・ポケットパーク等の面積について、現状までの状況を勘案し年平均0.1%基準とします。なお市民一人当たりの都市公園面積は10m²を目標とします

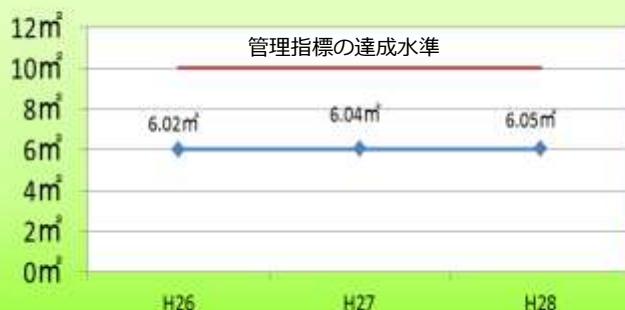
市ではこれまで、市民の憩いの場や緑の保全の場として、また、災害時の避難場所などとして多面的な機能を持った公園の整備を進めてきました。

また、市内には、水木公園や加美緑地などの崖線を中心とする緑地公園や動物公園や水上公園など豊かな自然環境と一体となっている公園など、みどり豊かな公園が存在し、生態系を守ってくれています。

現在、市内の公園では、多くの公園ボランティアの皆さんのが清掃や草花の植栽などを行っており、公園の維持管理の重要な担い手となっています。

～緩衝緑地にもなっている大きなみどりのある公園～

市民1人あたりの公園等面積



武蔵野公園の様子

市内の公園等の面積



富士見公園



小作緑地



宮の下運動公園

水 環 境

水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。

方針 1 適正な水の循環（雨水の管理）

適正な水の循環（雨水の管理）の進捗

管理指標	項目	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
①	雨水浸透施設助成	397件	403件	642件	1.5%改善
②	道路の透水・保水性舗装面積	19,615.2m ²	19,973.2m ²	21,734.0m ²	1.8%改善

達成度合いについて、①は第五次羽村市長期総合計画における助成件数を勘案し年30件を基準、②は現状までの推移を勘案して年平均1.8%を基準とします

適正な水の循環は地下水を涵養し土壤やみどりを潤すなど、生物の生命維持活動の根拠ともいえる重要な要素の一つです。青梅線以西には、わずかながら崖線下に湧水が残っていますが、湧出量は決して多くはなく、今後、湧出しなくなる懸念もあります。

近年では、地下の開発による帯水層の遮断、地表の舗装などの人工物で覆われ、地下への浸透量が減少してきています。透水性・保水性の舗装や雨水浸透施設の設置を推進し、適正な水の循環を進めています。

雨水浸透施設助成件数



市内の戸建住宅および集合住宅の屋根に降った雨水を、地中に浸透させる浸透ますおよび、浸透トレンチを設置するための工事費の一部を助成しています。



透水性・保水性舗装路面の面積



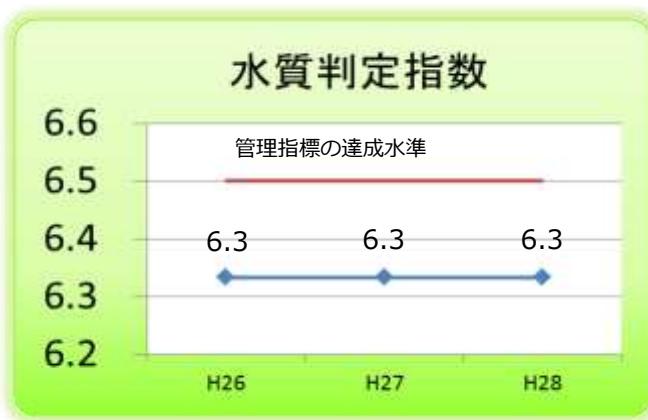
舗装を透水性・保水性にすることで、雨水の地下への浸透、雨水の排水量の削減、ヒートアイランド対策など、様々な効果があります。



透水性舗装の動物公園通り

河川の保全の進捗				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	6.3	6.3	6.5	横ばい

生物学的水質調査の判定結果を上図のように7段階に指数化し、各年度ごとに調査結果の指標を平均化したものについて、達成度合は水量や気温の変化の影響を勘案し、現状維持を基準とします



水生生物調査の様子

水生生物調査

多摩川における水質を生物学的観点から監視するため、年2回（3地点のうち1地点）水生生物の採取を行い、生物学的水質判定を行っています。

調査場所

市内最上流端（青梅市との境界付近、羽村市羽西三丁目11番地先）

調査方法

調査項目	調査方法	調査内容
底生生物	サーバーネット法 ¹	種別出現個体数・目別分類等
付着藻類	コドラーート法 ²	種別出現個体数
魚類	手網による採取後、放流	体長等の計測・種別出現個体数

* 1:河床にサーバーネット[30cm×30cmの金属方形枠に60メッシュ(孔径0.25mm)のサラシ網をつけたもの]をセットし、その中に生息する生物を2回採取し、試料とする。

* 2:適当な河床の礫(れき)を選定し、ゴム板のコドラーート(5cm×5cmの穴を開けたもの)をあて、ブラシでこすり落として試料とする。

調査機関

株式会社環境管理センター

調査結果【平成28年5月20日(金)、11月28日(月)実施】

平成28年度の調査では、底生生物による生物学的水質判定は「きれいな水域」であり、付着藻類については「わりあいきれいな水域」でした。魚類については、一般的にきれいな水域を好むといわれているカジカ、シマドジョウ、アブラハヤ、タカハヤ、ウグイを確認することができました。

各年の調査結果をみても、河川環境の変化により生息する水生生物が影響を受け、種類や個体数がそのときによって異なることがわかります。

調査実施日	H25.5.24	H25.10.25	H28.5.20	H28.11.28
調査地点	上流	上流	上流	上流
出現種数	61	50	38	44
出現個体	691	453	2831	1711
主な優先種	ヒメシロカゲロウ 属の一種	キブネタニガワ カゲロウ	ユスリカ科	キアシツメトゲブ ユ
	ヒゲナガカワトビ ケラ属の一種	トゲマダラカゲロ ウ属の一種	ヒメシロカゲロウ 属の一種	コカクツソトビケラ



ヒメシロカゲロウ属の一種

キアシツメトゲ ブユ

調査実施日	H25.5.24	H25.10.25	H28.5.20	H28.11.28
調査地点	上流	上流	上流	上流
出現種数	13	23	35	40
出現個体	4236	3485	15596	25153
主な優先種	ツメワカレケイソウ	ツメワカレケイソウ	マガリケイソウ	マガリケイソウ
	ピロウドランソウ	フネケイソウ	コパンケイソウ	クチビルケイソウ



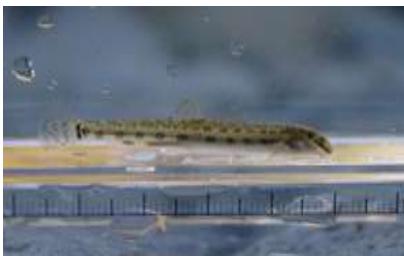
マガリケイソウ

クチビルケイソウ

調査実施日	H25.5.24	H25.10.25	H28.5.20	H28.11.28
調査地点	上流	上流	上流	上流
ウグイ	27	30	40	4
アブラハヤ		4	1	
タカハヤ	1			1
カマツカ	1		1	
シマドジョウ	11	8		2
ジュズカケハゼ	6			3
カジカ	26	18	2	
カワムツ				2
ヤマメ			1	
オイカワ			1	
ヌマチチブ			1	
種数	6種	4種	7種	5種
個体数	72	60	47	12



ヤマメ



シマドジョウ



カジカ

自然景観

多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。

方針 1 多摩川周辺の自然景観の保全

多摩川周辺の自然景観の保全の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	52.87%	52.87%	50.23%	 達成中

羽西1・2・3、羽加美2・3・4、羽中3・4、羽東2・3、玉川1・2丁目、羽（多摩川）、川崎字下河原のみどり率について、都市化や相続等の要因を勘案して年平均▲0.5%を基準とします

多摩川周辺は水とみどりが調和した美しい自然環境を有しており、田園や寺社林、多摩川右岸の羽村草花丘陵を中心とする自然景観など、春夏秋冬さまざまな自然の風景が楽しめます。しかしながら、都市化の進行において、無秩序な開発等が行われた場合、美しい自然環境が損なわれるおそれもあります。

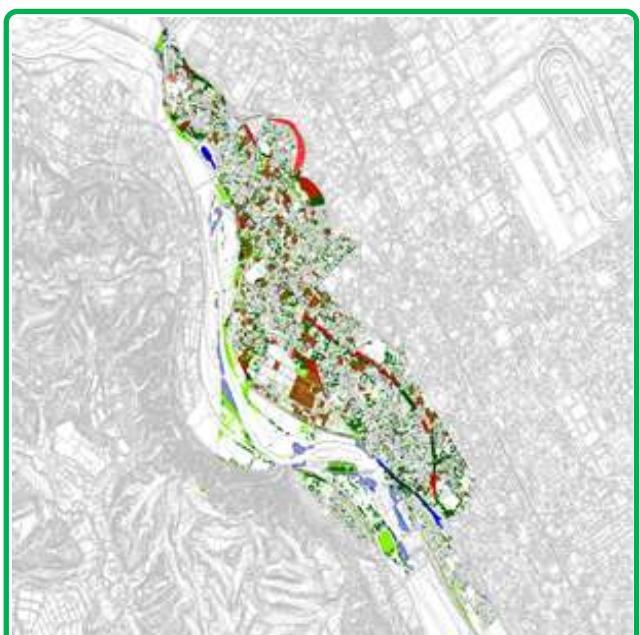
今後も、引き続き市民・事業者・市が一体となって、良好な多摩川周辺の自然景観を保全していくことが求められます。



現在までのところ、大きな土地の改変などがないことから、みどり率を維持しています。



東京都景観計画における玉川上水景観基本軸にもなっている、みどり豊かな美しい景観の玉川上水周辺



多摩川周辺のみどりの分布図

(緑色：樹林地、きみどり：草地、茶色：農地、赤色：保存樹林地エリア)

玉川上水周辺の自然景観は、東京都景観計画における玉川上水景観基本軸にもなっています。

みどり率って、なあに？

緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと

崖線のみどりの保全の進捗				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	10.4ha	10.4ha	10.4ha	達成中
五ノ神崖線、川崎崖線、羽村崖線、根がらみ崖線、美原崖線、小作崖線の面積について 10.4ha を基準として、現状維持とします				

市内の崖線は、主に多摩川の浸食作用によってできた崖地の連なりです。崖線のみどりは、自然の地形を残しつつ、市街地の中で市の境界を超えて連続して存在しており、湧水や生物などの自然資源が多く存在し、東京のみどりの骨格としても、都市化が進む中でみどりのある貴重な空間となっています。

市内には、五ノ神崖線、川崎崖線、美原崖線、小作崖線などがありますが、市ではこれまで、保存樹林地の指定や公有地化などによって崖線を保全してきましたが、一部において傾斜地（崖線）への開発行為も見受けられ、市内のみどりの骨格である崖線を減少させる可能性があることから、無秩序な開発行為を防ぎ、今後も保全していくことが求められます。



崖線と一体となって保全されているグリントリム公園



左の写真では、崖線が途切れ、都市化されていることが分かります。一度都市化されてしまうと崖線を回復することは非常に困難です。



緑確保の総合的方針 既存のみどりを守る方針図より引用
(平成22年5月東京都・特別区・市町村)
市内におけるみどり・生態系の骨格として、崖線は重要な役割を持ちます。現在、崖線は公有緑地、公園、保存樹林地として保全しています。

崖線って、なあに？

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことをいいます。羽村市では、長い年月をかけて多摩川によって浸食された崖線が、市内のみどりの骨格を形成しています。

生物多様性

地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことわりに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。

方針 1 多様な生物が共生できる環境の確保

多様な生物が共生できる環境の確保の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	30.3%	30.3%	28.3%	 達成中

みどり率（樹林地・草地・農地・公園の緑被率に公共水面等のオープンスペースを加えたもの）について、現状の状況、多摩地域の状況を勘案し、年平均▲0.2%を基準とします

市内のみどり率について、近年は大幅な減少はありませんが、都市化の進展による樹林地や都市農地の減少などにより、長期的には確実に減少しています。市民・事業者・市が一体となり、地域特性に応じた、多様な生物が共生できる環境（生態系）を確保していく取り組みを進めていくことが求められます。



「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

「羽村市環境基本条例」、「羽村市環境とみどりの基本計画」と「愛知目標」が目指す「人と自然の共生した世界」という目的は同じもので、実現のためには、“すべての人が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する重要性を理解して行動していく”ことが必要です。

豊かな恵みをもたらすとともに、脅威にもなる自然に対し、感謝と畏敬の心をもって接し、人も自然の一部であることを理解した上で、自然のバランスを守り、将来にわたってその恵みを受けることができるよう、共生と循環に基づく自然の理（ことわり）に沿った活動を選択することが大切です。そのためには、次の世代に受け継

ぐ資産として自然の価値を的確に認識し、自然を損なわない持続可能な経済とし、社会の隅々に広げていくことで、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会としていかなければなりません。

生物多様性の定義、意味（恩恵）と危機について

☆生物の多様性には、次の3種類があり、すべての生物間の変異性と定義します。

第一に「生態系の多様性」（地球上、あるいは特定の地域において、様々な自然の形があること）

第二に「種間の多様性」（地球上、あるいは特定の地域において、様々な種類の生物が生息・生育している状況のこと、種の多様性ともいう）

第三に「種内の多様性」（同じ生物種内のグループにも遺伝子による違いがあること、遺伝子の多様性）

☆生物多様性を守る4つの意味（恩恵）

「すべての生命が存立する基盤を整える」（生きものがうみだす大気と水：基盤サービス）

「人間にとって有用な価値をもつ」（暮らしの基礎：供給サービス）

「豊かな文化の根源となる」（文化の多様性を支える：文化的サービス）

「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」（自然に守られる私たちの暮らし：調整サービス）

☆生物多様性に係る4つの危機

第1の危機「開発など人間活動による危機」

第2の危機「自然に対する働きかけの縮小による危機」

第3の危機「人間により持ち込まれたものによる危機」

第4の危機「地球環境の変化による危機」

※詳しくは「羽村市環境とみどりの基本計画～環境・みどり・生物多様性を包括的にすすめる はむらプラン～」23、24ページをご覧ください。

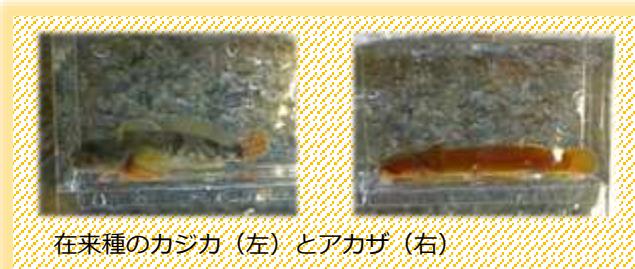
方針 2 在来生物の保全

在来生物の保全の進捗				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	63種	73種	57種	➡➡ 16%改善

水生生物調査において出現した在来生物（底生生物及び魚類）の種類について、現状維持（平成24年度値）を基準とします

市域では都市化や緑地の減少などにより、在来生物の種類も減少する可能性が高まってきていますが、調査ごとの多摩川の水生生物の出現数にはばらつきがあるものの、全体として生物相は豊かで、近年は在来種が減少している状況は見受けられていません。

今後も市民・事業者・市が一体となって、在来生物を保全し、地域の種や遺伝子の多様性を守っていくことが求められます。



方針 3 外来種対策

外来種対策の進捗				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	3種	3種	3種	➡➡ 達成中

市内において確認されている特定外来生物及び侵略的外来種の種類について、現状維持を基準とします

外来種とは、他の地域から入ってきた生物のことをいいます。外来種のうち、外来生物法によって特定外来生物に指定されているものは、許可されている場合を除き、輸入、飼育、保管などや野外へ放つ、植える及び蒔くことも禁止されています。市内の状況を見てみると、特定外来生物であるウシガエル、ガビチョウ（鳥類）、アライグマの出現が市民等からの連絡により確認されていますが、今のところ生態系への大きな悪影響は確認されていません。



市内において生息が確認されている、特定外来生物のウシガエル。食用として人によって輸入されたもので、この飼料としてアメリカザリガニも輸入されました。ウシガエルは捕食性・環境への順応性・繁殖力とも高く、生息個体数を拡大させると危険です。

市街地における生態系の確保の進捗				
管理指標	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	34,836.90 m ²	39,313.94m ²	48,150.82m ²	12.9%改善
達成度合いは、平成 19 年度以降の宅地開発等指導要綱及び緑化助成制度による緑化面積累計値について年平均 3%を基準とします				

市内には、JR青梅線の西側には、市内のみどりの骨格となっている崖線を中心に、帯状に続く寺社林、畠や雑木林、公園などが点在しており、多くの自然資源が保全され、都市化が進む中で生態系を確保する貴重な空間となっています。

JR青梅線東側については、工業地域、商業地域や住宅地域が広がる都市化が進んだ地域となっており、昔からあるみどりはごく限ったところではございません。一方で、工場等の設置や開発行為における緑化により、新たなみどりも創出され、生態系を守る取り組みもされています。

市では、昔からの武蔵野の面影を残すみどりを保全しつつ、新たなみどりを創出する際には、地域在来種による緑化について、市民・事業者とともに取り組んでいます。

今後も、引き続き、多様な生物が共生できる生態系という観点をもって、総合的に緑化を進めていくことが求められています。

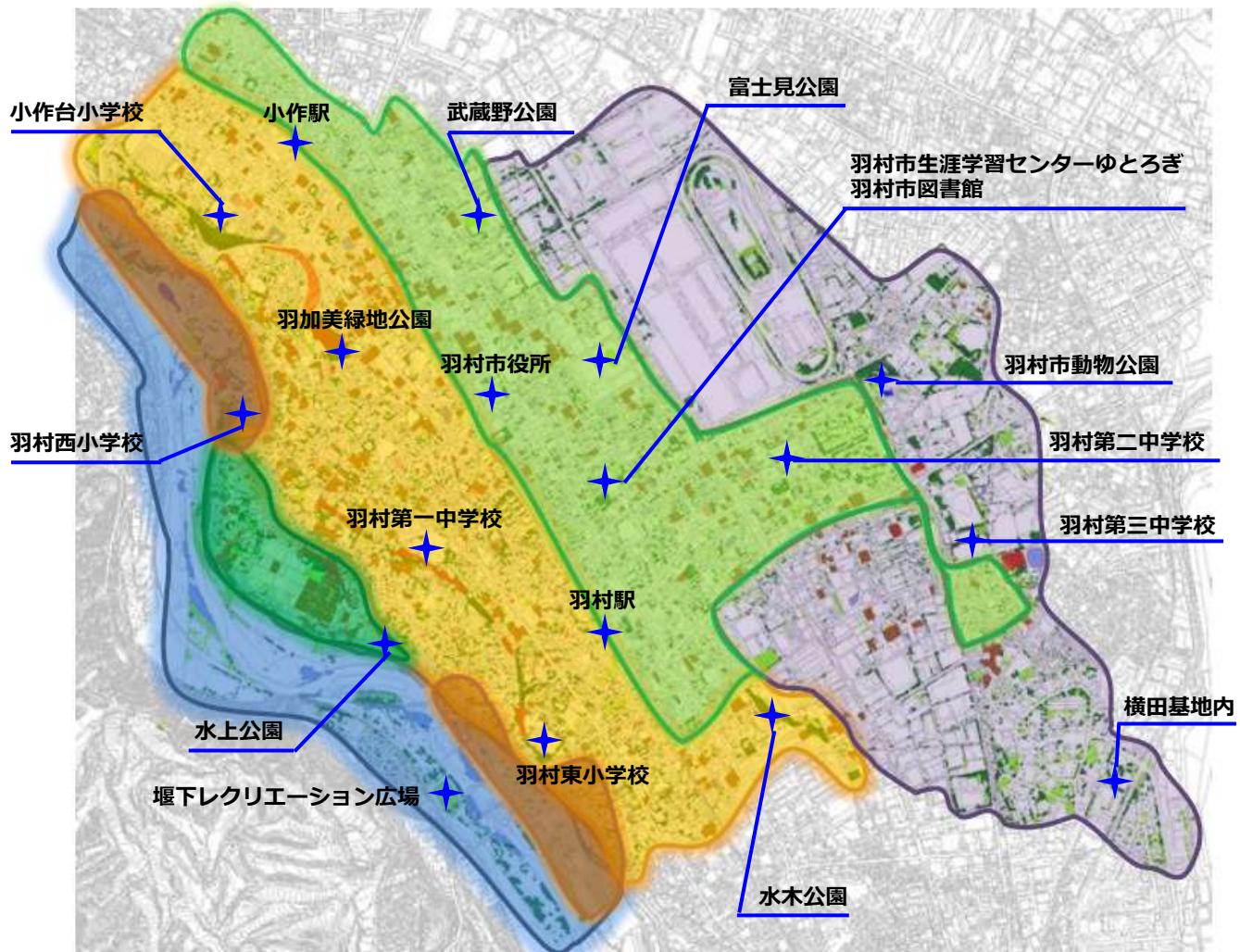


市民の方が作られたビオトープ。
虫や鳥が集まります。



写真の中央部、斜めに伸びるJR 青梅線。西側（写真左側）には、崖線や田園による大きなみどりが見えます。東側（写真右側）には、工場や公園によって、まとまったみどりがあることが分かります。市街地での生態系を確保していくため、生物が移動することができる、みどりのネットワークを作っていくことも重要です。
【国土地理院航空写真：平成 20 年】

自然環境分野の“みどり”のエリアマップ



既存のみどりの保全エリア

歴史あるみどりの保全エリア

新たなみどりの創出エリア

新たなみどりの創出（緩衝緑地）エリア

田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）エリア

多摩川周辺の自然景観の保全エリア

既存のみどりの保全エリア

低層の住宅が多い市街地で、崖線・屋敷林・都市農地が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。このエリアでは、都市化の進行などによるみどりの減少が懸念されることから
樹林・緑化の方針1『既存のみどりの保全』、田園の方針1『都市農地の保全』
自然景観の方針2『崖線のみどりの保全』、生物多様性の方針2『在来生物の保全』
を重点的に取り組み、豊かなみどりと生物相を保全し、持続的利用を推進します。

歴史あるみどりの保全エリア

低層の住宅が多い市街地で、屋敷林・都市農地に加え、寺社林、史跡、天然記念物等の文化財が存在し、これらと一体となった美しい自然環境が特徴のエリアです。
このエリアでは、古樹の老化や都市化の進行などが懸念されることから
樹林・緑化の方針2『歴史あるみどりの保全』、田園の方針1『都市農地の保全』
生物多様性の方針2『在来生物の保全』
を重点的に取り組んでいくものとします。

新たなみどりの創出エリア

低中層の住宅や商業施設が多い市街地で、公園、都市農地、樹林地、住宅や商業施設の縁によってみどりが支えられているエリアです。
このエリアでは、都市化の進行が最も顕著で、みどり率が低いことから
樹林・緑化の方針3『新たなみどりの創出』、田園の方針1『都市農地の保全』
公園緑地の方針1『みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備』
生物多様性の方針4『市街地における生態系の確保』
を重点的に取り組んでいくものとします。

新たなみどりの創出（緩衝緑地）エリア

大規模な工場や事業場がある地域と、これに隣接する中小規模の工場・事業場と住宅、市街化調整区域からなる地域で、工場等の緑地、公園、都市農地、樹林地、住宅の縁によって、比較的まとまりのあるみどりが存在しているエリアです。
このエリアでは、土地の用途が特殊であるものが多いことから、その特殊性に合わせ
都市環境分野の生活環境の方針5『みどりによる災害対策』
樹林・緑化の方針3『新たなみどりの創出』、田園の方針1『都市農地の保全』
生物多様性の方針1『多様な生物が共生できる環境の確保』
を重点的に取り組んでいくものとします。

田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）エリア

低層の住宅と、崖線、田園、屋敷林が存在し、みどりと生物相が特に豊かなエリアです。
このエリアでは、羽村の伝統的農の風景が唯一残り、特に生物相が豊かなことから、既存のみどりの保全エリアの取り組みに加えて
田園の方針2『田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）』、生物多様性の方針3『外来種対策』
を重点的に取り組んでいくものとし、羽村のみどりの核となる地域を守ります。

多摩川周辺の自然景観の保全エリア

低層の住宅、多摩川、玉川上水、河川敷の公園が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。
このエリアは、羽村の自然景観の根幹となっていることから
水環境の方針2『河川の保全』、自然景観の方針1『多摩川周辺の自然景観の保全』
生物多様性の方針2『在来生物の保全』、生物多様性の方針3『外来種対策』
を重点的に取り組んでいくものとします。

3 地球環境分野

基本目標：みんなと地球にやさしい、スマートなまち

すべての人が環境の大切さを考え、枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を進め、環境負荷の少ない、地球と生物にやさしい、スマートなまちを創ります。

地 球 溫 暖 化 対 策

地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。

方針 1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の進捗

管理指標	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	0.82	0.94	1.00	12.7%改善

地域推進計画の進捗指数は、市域からの温室効果ガス排出量とエネルギー使用量について、目標年次である平成 32 年度の目標量 287kt-CO₂（キロトナ単位の二酸化炭素換算量）と 3,301TJ（テラジ ウル、熱量換算量）を達成するために必要な各年度の 2 要素の目標量と実績の達成率を指数化したものです

地球温暖化対策の主たることは、温室効果ガスの削減であり、温室効果ガスのうち二酸化炭素が 95% 程の割合を占めており、地球温暖化の最大要因とされています。市内では、地球温暖化の影響による、生態系の分布の変化、大雨の発生頻度の増加、農作物の生育不良等の顕在化までには至っておりませんが、対策が進まなければ、今後は顕在化する恐れがあります。

地域推進計画の進捗推移



市では、市域から温室効果ガスの排出量を削減するため、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、対策を進めていますが、東日本大震災、景気動向や電力事情の影響により目標に達しておりません。

左記の表は温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の各要素について各年度の目標水準と比較し、指数化した値です。

パリ協定…平成 27 年 12 月 12 日に締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。2020 年以降の地球温暖化対策を定めています。気候変動枠組条約に加盟する全 196 か国すべてが参加する枠組みとしては、世界初です！

エネルギー対策

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。

方針 1

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	3,923 TJ	3,802 TJ	3,002 TJ	3.1%改善

達成度合いは、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による羽村市内のエネルギー消費量を熱量換算したものについて、地域推進計画の達成に必要な 3,002 TJ とします

枯渇性資源を利用したエネルギーとは、天然資源（石油・石炭・ガスなど）を利用して発生させるエネルギーのことをいい、多くは燃焼などによってエネルギーを抽出することから、その結果生じる温室効果ガスの発生と資源の枯済という問題を併せもっています。

市では、第四次羽村市長期総合計画や第 1 次の環境基本計画などにより、枯渇性エネルギーの使用を合理化、省エネ化を、市民等や事業者等と協働して推進してきました。今後は、よりエネルギーの省エネ化が求められています。

右の表のうち、平成 22 年値（平成 20 年実績）のエネルギー使用量の減少は、世界金融不況といわれる景気後退期（アメリカの金融機関破たん、“リーマンショック”）の影響による産業部門のエネルギー使用機器の稼働の低下が主な要因です。

平成 23 年値（平成 21 年実績）からは、デジャブ景気などの景気拡張期であり、産業部門のエネルギー使用機器の稼働の回復による増加が主な要因です。

市域のエネルギー使用動向は、産業部門の影響を強く受けることが特性として挙げられ、経済の状況に左右される要素も多くあるので、経済発展とエネルギー使用量が分離する（デカップリングといいます。）よう、市民・事業者・市が一体となって、省エネ化を一層推進していくことが求められます。



発電の種類の割合(平成27年度)



化石燃料ってあと何年分あるの？

石油	53 年
天然ガス	56 年
石炭	109 年

(出典:BP 統計 2013)

(出典：電気事業連合会)

再生可能エネルギー利用拡大の進捗

管理指標	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	529 件	556 件	1,000 件	5.1%改善

達成度合いは、市域にて再生可能エネルギー利用設備を設置している件数（国・東京都・市による市民・事業者の助成等対象件数）について、現在の助成制度の状況から 1,000 件を基準とします

再生可能エネルギーには、太陽光、太陽熱、風力、波力、潮力、流水、地熱、バイオマスなどがありますが、これらは自然のプロセスの中から生じているため、地球上の二酸化炭素を増やすことがなく、枯渇性エネルギーのような有限的性質もないため、地球環境への負荷を低減することが可能な資源です。

市内における、再エネの利用としては、太陽光を利用した発電、太陽熱を利用した給湯、小型風力発電などがありますが、その大多数が、市内の再エネのうち最もエネルギーが存在し、利用することが可能な量がある太陽光と太陽熱の利用です。

市では、平成 14 年度から太陽光発電システム設置費助成制度を開始し、平成 27 年度からは再生可能エネルギーを利用する設備の対象を増やし、レベルアップした「羽村市創省エネルギー化助成制度」を開始し、太陽光発電システム、太陽熱利用システムや木質バイオマス利用設備の導入への助成を行っています。

太陽光発電システム助成件数



市役所屋上の太陽光発電システム
平成 27 年 12 月より稼働しています。

創省エネルギー化助成制度って、なあに？

市では、これまで太陽光発電システムや住宅の省エネリフォームへの助成を行ってきましたが、これを一本化してレベルアップした、日本でも珍しい独創的な助成制度を平成 26 年度から開始しました。

【助成メニュー】

太陽光発電システム／太陽熱利用給湯システム／家庭用ガス発電給湯システム
家庭用燃料電池給湯システム／小規模コージェネレーションシステム／木質バイオマス利用設備
LED 照明改修工事／浴室および浴槽の高断熱化改修工事／トイレの節水改修工事／高遮熱塗装改修工事
次世代自動車導入（電気自動車・燃料電池自動車など）／次世代自動車用エネルギー供給設備導入など

【エコポイント】

助成は、市内での買い物に利用できる「エコポイント」として付与します。

助成した金額が、市内で使われるため、市内での消費喚起にもつながっています！

スマートライフ

スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。

方針 1 スマートグリッド形成の研究と整備

スマートグリッド形成の研究と整備の進捗

管理指標	27 年度値	28 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	0%	0%	50%	➡ 横ばい

達成度合いは、スマートメーター世帯普及率について、電気事業者の普及計画から普及率 50%を基準とします

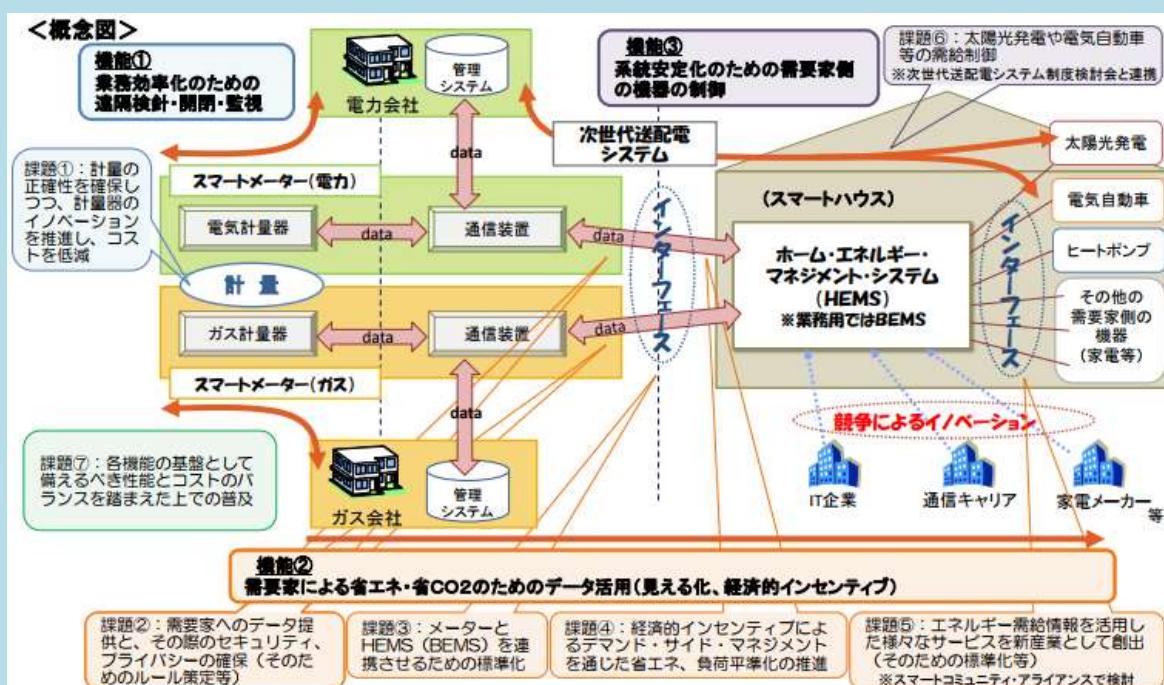
スマートメーター普及率



羽村市環境とみどりの基本計画におけるスマートグリッドとは、「地域特性を踏まえたうえで、従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発電等の分散型電源や消費者の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指すもの」としています。

普及率については、電気事業者から公表され次第、お知らせしていきます。

スマートメーターの概念図



経済産業省スマートメーター制度検討会（第1回）配付資料より抜粋引用

スマート交通システムの研究と整備の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	181,626人	186,918人	168,044人	2.9%改善

達成度合いは、はむらんの利用者数について年平均1%を基準とします



環境とみどりの基本計画におけるスマート交通システムとは、「公共交通機関と個人の保有車両について、市民等の生活の質を向上しつつ、環境負荷低減を可能とする交通システム」のことと言います。

市内を走るコミュニティバスはむらんには電気バスもあり、CO₂フリー走行などのスマート交通システムの構築を進めています。

エイゼムス AZEMSプロジェクト スタート！

市域の地球温暖化防止施策の運輸部門対策である AZEMS プロジェクト。

市民のQOL (quality of life = 生活の質) の向上と、都市部の限られた空間という特性に適したスマート交通システムを構築していくことで、自動車交通のゼロ・カーボン化に取り組んでいます。

平成 27 年 12 月に運用を開始した AZEMS は、太陽光発電システムと多段的に用いたリチウムイオン二次電池により、マイクログリッド化された CO₂ フリーの電気自動車用の急速充電システムを構築するとともに約 50kW の発電能力から、100kW のエネルギー出力（急速充電）も可能にしており、都市部に適したコンパクトなスマート交通システムとして実現しました。

CO₂ フリー急速充電は、羽村市内を走るコミュニティバスの「電気バスはむらん」と一般の電気自動車に使用しており、CO₂ の削減効果は最大で 100 トン以上にもなります！



AZEMS

All Zero Emission Mobile System

エイゼムス 自動車交通ゼロカーボン化の先駆け CO₂フリーのスマート交通システム



次世代自動車とエネルギー供給インフラの整備の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	5力所	5力所	4力所	達成中

達成度合いは、市域の一般開放型の次世代自動車用エネルギー供給インフラ4力所を基準とします

次世代自動車は、環境に配慮した地球にやさしい自動車であり、スマート交通システムの中核を担うものです。しかし、次世代自動車は、従来の自動車と異なり、駆動方式（原動機）や駆動させるためのエネルギーが新しいものが多く、全国的にエネルギー供給インフラ整備が待たれています。

充電スタンド設置箇所数



市内には、自動車販売店、ビジネスホテル、薬局や市役所駐車場などに設置されています。

従来のガソリンスタンドと比較するとかなり少ない状況です。

市民・事業者・国・東京都等と連携・協力して、次世代自動車用エネルギー供給インフラの整備を推進していきます。

太陽光で発電した電力で電気自動車を走らせよう！

平成27年12月7日よりAZEMSをスタートし、太陽光の電力を「電気バスはむらん」や電気自動車に直接供給することで、自動車走行の完全CO₂フリー化を実現しました。

平成28年3月現在、市役所第二2駐車場で利用できるCO₂フリー給電は、皆さんの電気自動車でも無料でご利用いただけます。



■市役所周辺地図



急速充電設備設置場所

…一般電気自動車用急速充電設備

4 環境情報分野

基本目標：すべての人が環境を考え、学び、助け合う、実践・行動のまち

すべての人がつながり、環境について自ら考え、ともに学び、ともに助け合い、絆をもつて、みんなが輝く環境のまちを創ります。

環境学習

誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。

方針 1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進

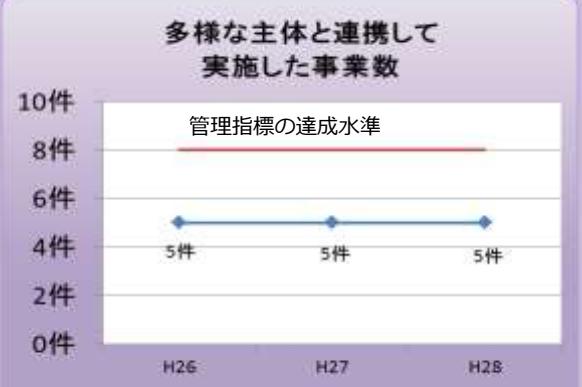
多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進				
管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	5	5	8	横ばい

多様な主体と連携して行っている環境学習関連の事業数

市内では、環境問題を改善するために、環境学習を行う市民等や事業所等が増えることにより、地域や多様な主体と連携した環境学習機会創出のニーズが増えています。

市では、地域や多様な主体と連携し、小中学校における環境学習、みどりの環境教室やホタル観察会などを行っております。

今後も多様な主体と連携して、環境学習の推進を図っていきます。



＜環境フェスティバル＞平成 28 年 6 月 4 日 参加者約 3,500 人

＜ホタル観察会＞平成 28 年 6 月 25 日 参加者約 557 人

＜水辺観察会＞平成 28 年 8 月 12 日 参加者 36 人

＜みどりの環境教室＞平成 29 年 3 月 28 日 参加者 17 人

＜リユース食器事業＞

貸出件数 49 件 参加者数 17,790 人 貸出食器数 39,065 個

年間二酸化炭素排出量削減量 2,757.47kg-CO₂

環 境 活 動

誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。

方針 1 多様な主体と協働した環境活動の推進

多様な主体と連携した環境活動の推進の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	6	6	9	横ばい

平成28年度事業に関連のある環境活動団体の数 ⇒ 羽村螢研究会、稻荷緑地の会、美原里山保存会、エコネットはむら、みどり東京計画実行委員会、羽村市環境フェスティバル実行委員会

環境活動団体数



市では、これまで花いっぱい運動や町内会・自治会による環境美化活動など、多様な主体と協働した環境活動を推進してきました。

平成24年度から開催している羽村市環境フェスティバルにおいても、市民・事業者・団体・小中学校・大学などの多様な主体と連携して実施しています。

平成28年度の実施事業に関連のある環境団体
羽村螢研究会／稻荷緑地の会／
美原里山保存会／エコネットはむら／
みどり東京計画実行委員会／
羽村市環境フェスティバル実行委員会



左：稻荷緑地の会
右上：エコネットはむら
右下：美原里山保存会



体験型環境活動の推進の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	7	7	7	➡➡ 横ばい

環境学習要素をもつ体験型の環境活動に関する事業数
⇒ホタル観察会、水辺観察会、みどりの環境教室、環境フェスティバル、羽村×八丈工コ教室、グリーンカーテン作り講習会、雨水利用の講習会



体験型の環境活動は、参加者が自ら様々な環境や生物に触れ、学び、感じる“体験”によって、知識だけではなく、環境の大切さ、自然の大きさ、生物とのつながりなどを心と体で学ぶことができる重要な機会です。

市では、環境学習とあわせ、市民・事業者と協働した体験型の環境活動(イベント)を実施しています。

今後も、自然環境などと触れ合う体験型の環境活動を市民・事業者・市が一体となって推進していくよう、努めています。



市内を流れる多摩川の生物を観察し、生息状況や水質の状態を学ぶ「水辺観察会」の様子。



羽中四丁目・羽加美四丁目の農地で育てられている大賀ハス。地域の方や多くの方々によって保全されています。



羽加美四丁目にある螢養殖地とその周辺の自然環境は、地域の方々とともに保全され、「ホタル観察会」では、ホタルが生息する自然環境にふれることができます。



夏休みに実施している「羽村×八丈工コ教室」。同じ東京都内でありながら大きく異なる環境の羽村と八丈島で、五感を目一杯使い、環境の違い(生物多様性)を心・体・頭で学びます。

人材育成

環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。

方針 1 地域環境リーダーの育成

地域環境リーダーの育成の進捗

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	68人	79人	50人	➡➡ 16.2%改善

地域環境リーダー育成に関する事業に携わったリーダー等参加者数の累計
(27年度関連事業 羽村×ハサウエ教室、みどり東京計画実行委員会、環境フェスティバル実行委員会など)



地域環境リーダーとは、環境問題の改善に際して、地域のリーダーとなる人材や環境学習、環境活動の際に中心的に活動することができる人材のことを指します。

市では、地域や多様な主体と協働した環境学習や環境活動を推進するとともに、環境学習や環境活動の事業に企画・運営する機会を設け、継続して環境に関する事業に携わり、環境活動等のリーダーとなる人材の育成に努めています。

これらの地域環境リーダー育成に関わった参加者は、これまで培った知識や体験を生かして、ボランティア活動や企業活動などに携わる方、市の事業に継続して協働する方など、多岐に渡って活躍しています。



市内の環境活動団体「エコネットはむら」などとの協働による竹炭づくりの様子。地域環境リーダーがイベントを主導し、新しい地域環境リーダーの育成にも努めています。



多様な環境活動事業に参加し、企画・運営に携わってくれた青年層の参加者は、次代の地域環境リーダーとして期待されます。参加した方々は、現在も、様々な立場、場所や方法にて、活躍しています。

環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。

方針 1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

管理指標	27年度値	28年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	31,503 件	27,639 件	36,385 件	12.3%後退

達成度合いは、羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツ数を充実し閲覧者数の増加を図り、年平均 2%を基準とします

環境問題や環境の保全に資する学習・活動などを、市民・事業者・市等が協働して推進するためには、相互に環境に関する情報を共有化する必要がありますが、高度情報通信ネットワークや情報通信技術の進展に伴って情報量が拡大するとともに、科学的知見に基づかないなど、正確な情報であるか判別できない情報も多く存在するようになっていることから、環境関連情報の取得の利便性の向上と情報の正確さの向上が求められます。

今後も、市民・事業者・市が一体となって、環境関連情報の取得の利便性の向上と根拠に基づいた正確な環境関連情報の発信を推進していくとともに、正確な環境関連情報を取得に努めていくことも求められます。

環境関連コンテンツ閲覧数



羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツ。(左)
コンテンツの見やすさ、情報の見つけやすさ、情報の正確さの一層の向上を図るよう、更改をすすめています。

あとがき

この報告書は、平成27年度の本市における環境行政の概要について平成28年度中にまとめたものですが、みなさまのご意見を反映して全面的な内容のレベルアップを図るために発行を先送りし、平成29年度中に編纂したものです。

この報告書をご活用いただき、環境行政に対するご理解と、環境への関心を深めていただくための一助となれば幸いです。

本報告書は、羽村市環境基本条例に基づき作成し、羽村市環境とみどりの基本計画、羽村市環境マネジメントシステム等との整合を図ったものです。

平成30年1月
羽村市産業環境部環境保全課

羽村市環境報告書

2018年（平成30年）1月発行

編集・発行 羽村市産業環境部環境保全課

〒205-8601

羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話042-555-1111

（内線224～226）

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

環境保全課メールアドレス s205000@city.hamura.tokyo.jp